

衆議院 第百八十六回国会 総務委員会 議 録 第二十号

平成二十六年五月十三日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 高木 陽介君

理事 石田 真敏君 理事 土屋 正忠君

理事 橋本 岳君 理事 福井 照君

理事 山口 泰明君 理事 原口 一博君

理事 三宅 博君 理事 榎屋 敬悟君

理事 井上 貴博君 理事 伊藤 忠彦君

上杉 光弘君 大岡 敏孝君

門 博文君 門山 宏哲君

木内 均君 小林 史明君

清水 誠一君 末吉 光徳君

助田 重義君 瀬戸 隆一君

田畑 裕明君 辻 清人君

中村 裕之君 長坂 康正君

西銘恒三郎君 藤原 崇君

松本 文明君 山口 俊一君

山田 美樹君 奥野総一郎君

黄川田 徹君 近藤 昭一君

福田 昭夫君 上西小百合君

新原 秀人君 中田 宏君

馬場 伸幸君 百瀬 智之君

濱村 進君 佐藤 正夫君

塩川 鉄也君

総務委員会専門員

阿部 進君

委員の異動

五月十三日

辞任

今枝宗一郎君

大西 英男君

田所 嘉徳君

湯川 一行君

渡辺 喜美君

補欠選任

山田 美樹君

門 博文君

大岡 敏孝君

末吉 光徳君

佐藤 正夫君

同日

辞任

大岡 敏孝君

門 博文君

末吉 光徳君

山田 美樹君

佐藤 正夫君

補欠選任

田畑 裕明君

辻 清人君

助田 重義君

藤原 崇君

渡辺 喜美君

同日

辞任

助田 重義君

田畑 裕明君

辻 清人君

藤原 崇君

補欠選任

湯川 一行君

田所 嘉徳君

大西 英男君

今枝宗一郎君

五月十三日

行政不服審査法案(原口一博君外四名提出、衆議院第二〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件

行政不服審査法案(内閣提出第七〇号)

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七一号)

行政手続法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七二号)

行政不服審査法案(原口一博君外四名提出、衆議院第二〇号)

○高木委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、行政不服審査法案、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び行政手続法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

本日は、各案審査のため、参考人として、成蹊大学法科大学院教授小早川光郎君、税理士青木丈君及び日本弁護士連合会行政訴訟センター委員長松倉佳紀君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ当委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、各参考人の方々からそれぞれ十五分程度で御意見を述べいただきます。その後、委員からの質疑にお答えいただきますと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長長の許可を得て御発言くださるようお願い申し上げます。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知をお願いいたします。

それでは、小早川参考人、お願いいたします。

○小早川参考人 ただいま御紹介いただきました小早川でございます。

時間が限られておりますが、最初に一言だけ、自己紹介をさせていただきます。

私、大学でずっと行政法の研究、教育に携わっております。これまでも、行政手続法とか情報公開法とか、いろいろな行政関係の立法にも参画させていただきまして。

今回の行政不服審査法、行審法と略称させていただきますが、行審法関連三法案の立案に関しましては、平成十七年ごろから、主として総務省での検討にいろいろな形で参画をさせていただいております。

以上が、私の、何であるかということでありまして。

本日は、今回の法案に基本的に賛成の立場から、若干の意見を申し上げさせていただきます。

このたびの行審法、三つに分かれますが、一つは、行審法そのものの全面改正による行政不服審査制度の抜本的改革というところであります。あと二つは、不服申し立て前置に関する見直し、もう一つは、行政手続法の一部改正ということですが、第一の点に主としてお話を絞らせていただきます。

行審法の全面改正による不服審査制度の改革ということですが、私の印象、感じますところは、これは一つには、行政不服審査制度そのものについての画期的な改正の作業であるということですね。もう一つは、行政不服審査制度に限らず、もともと広く、行政一般に関する一般法制、基本法制の全体の中での、比較的地味ではありますが、重要な意義を持った改革であろうということでもあります。

若干の敷衍をさせていただきます。

この行政不服審査制度は、行政訴訟制度と対をなす、広い意味での行政争訟法制の二本柱の一つであります。いずれも、行政が関係者の権利利益

十年法案からさらに追加事項、これはその後の民主党政権時代の検討の成果が生かされた重要な変更事項を含んでおりますので、この二十年法案からの変更されている事項についても特に言及したいというふうに考えております。

それでは、お手元に資料を配付させていただいておりまして、一枚おめくりいただきますと、私は、今回の整備法の中の第九十九条、国税通則法の中の不服審査手続が全面的に変わることです。ですので、きょうは、国税不服申し立て制度の見直しについてお話をさせていただきたいと思っております。

ただ、もちろん、行政不服審査法の改正に伴って国税通則法は改正されます。国税通則法と行政不服審査法の中身は基本的には同じ内容ですので、よろしく願いました。

まず、一ページ目の、現行制度と改正後の制度の対比が出ておりますが、まず申し上げたいことは、申し立て期間の延長です。現行二カ月とされている申し立て期間が、三カ月以内に延長されるということでございます。

税の実務にはどうしても繁忙期というのがございまして、三月十五日の確定申告ですとか、実はきょう現在もそうなんです。三月決算法人の五月申告ですね、集中するわけです。そのようなときに処分がされてしまうと、ほとんど二カ月というのはあつという間に過ぎてしまっていて、その意味においては、一カ月延長していただいて三カ月とされるのは一歩前進というふうに言えるのかなというふうに考えております。

ただ、昨日、民主党の方から提出されたいわゆる対案でしょうか、その中では、行政事件訴訟法上の出訴期間と合わせて六カ月という中身になっていたものと承知しております。これも、出訴期間と合わせるという考え方については、それはそれで政策判断として一つの考え方であろうなというふうに考えているところでございます。

次に、真ん中の、現行制度で言うところの税務署長への異議申し立て、これについてお話しさせ

ていただきたいと思います。

現行法では、処分を受けて、まず、原則として、処分をした税務署長に対して異議申し立てをする。その決定に対してなお不服があるときは、国税不服審判所長に審査請求をする。その裁判に対してなお不服があるときにようやく裁判所に出訴できるということで、いわゆる二重前置主義ということが現行法は採用されております。

これが、右側の改正後に行きますと、自由選択ということでございまして、二重前置のうちの一段階目の税務署長への不服申し立てについては、自由に選択できるようになる。直ちに国税不服審判所に審査請求をするということも可能になるということでございます。

これは、例えば、事実関係の調査をもう一回してもらおうな事象はない、事実関係については争いがなくて、何を争いたいのかということ、法解釈、専ら法律の解釈について争いたいというときには、処分庁に不服を申し立ててもほとんど覆らないと思いますので、そういう場合には、直接国税不服審判所へ審査請求したり、あるいは、この点線の中に書いてありますが、審査請求をして三カ月たつたら裁判所に行きます。ですから、審査請求や裁判を急ぐ納税者にとっても、税務署長への新しい再調査の請求を自由選択とされたことは非常に大きな意義があるものだろうというふうに考えています。

そして、二重前置がなくなつて自由選択になるというこの見直しについては、実は二十年法案のときにはなかったものでして、まさに民主党政権時代の検討の成果が生かされた、二十年法案からの重要な変更事項であろうということでございます。

また、これは国税通則法だけでなく、不服申し立て前置の全面的見直しということが今回大きな改革にされておまして、その中の一つの考え方として、二重前置はもうなくそうということ、この国税通則法に代表されるような二重前置は全て解消されるということについても、大きな

改革であろうというふうに考えています。

ただ、済みません、再調査の請求という名称については、きょうは一点だけちょっと問題があるなというふうに考えているところでございまして、再調査の請求という名前ですと、税務調査をもう一回やつてくださという税務調査のやり直しを求めるような請求に、どうしてもある意味ネガティブなイメージがあるのではないかと懸念でございます。

この再調査の請求という名称については、二十年法案と同じ名前だからよろしいということかもしれませぬけれども、実は、二十年法案のときから現時点においては、二点、重要な事情変更がございます。

まず、これは先ほど申し上げましたが、自由選択とされたことですね。二十年法案のときは、この名前のいかんにかかわらず、納税者は原則としてまず再調査の請求をしなきゃいけなかった。今回は自由選択になつてくれるのですから、納税者は、選択によって、再調査の請求をしないで直接、審査請求できるわけですね。だとすると、やはり納税者に誤解を与えような名称はよくないんじゃないかということでございます。

もう一点は、平成二十三年に国税通則法の大きな改正がありまして、事前手続の方が既に抜本的に改正されているんですね。それで、国税通則法の中に税務調査に係る規定が整備されておまして、その改正を受けて、資料の二ページに示しておりますが、これは国税庁のパンフレットから持ってきたものです。平成二十三年の通則法の改正を受けた現在の税務調査の流れですが、一番最後の右側に再調査、これは、(七)(八)(九)で一旦税務調査は終わるんですけども、終わった後に、特別な事情、括弧内に、新たに得られた云々と書いてありますが、このような事情があるときは再度税務調査しますというようにすることで、現在においては、国税の実務では、税務調査のやり直しを再調査と言っているわけですね。ということ、非常に紛らわしい。

当然、再調査の請求というのは、事前の税務調査の手続とは違ひまして、事後救済手続ですので、できれば誤解を招くことのないように、例えば、これは日税連の案なんです、日税連としては、処分見直しの請求ということを御提案させていただいております。処分見直しの請求はいかがか。あるいは、民主党政権のときは、略式審査請求、略式という名称を使っていましたので、このような名称の方がよろしいんじゃないかなというのが、個人的あるいは税理士会の意見も御紹介しましたが、ということでございます。

もちろん、名称変更できないということであれば、それはもう、あらかじめ、私のような税理士がついていない全ての納税者に対してきちんと、再調査の請求というのは権利救済手続なんだということをお知らせしておきたいというふうに思います。

次に、一ページに戻っていただきますと、中ほどの吹き出し、審査請求のところから出ている吹き出しをごらんいただきたいんですが、閲覧と謄写の件でございます。

今回、審査請求における閲覧、謄写の手続というのは、非常に公正、透明な手続として、重要な手続がかなり大きく変わります。

まず一点目は、現在、この閲覧の対象となる証拠書類というのは、処分庁が提出したもの、これが対象とされておりますが、改正後は、国税不服審判所の担当審判官がみずからの職権で収集した資料についてもこの閲覧の対象となるということ、これは極めて意義のあることでありまして、この担当審判官というのは、両当事者の主張を整理することにとどまらず、みずから職権で質問し、検査することができるという権限がありますので、審判官が職権で収集した資料が閲覧の対象とされることは、非常に審判の透明性や公正性に資するものとして評価することができると思っています。

また、閲覧に加えて、謄写、コピーですね、これができることになるというのが今回の改正点で

ありまして、これも二十年法案にはなかった、民主党政権時代の検討の成果が生かされている、二十年法案からの変更点ということでございますが、これも実務家としては待つてましたという改正になります。

審判所の実務では、特に税務の複雑怪奇な、数字のこちゃこちゃした資料を、今、見せてはくれるんですけども、コピーができないので、何日もかけて書き写しているという現状ですので、それが、見せてくれたものをコピーあるいは印刷して渡してくれるということになりますと、非常にありがたい改正ということでございます。

また、そのほかにも、最後のページに、ちよつとこちゃこちゃ、今回の改正事項を整理してみました。時間の関係で御説明できないわけですが、特にきょう申し上げたい二十年法案からの変更点についても斜めの字で記載してございますので、かなりいろいろなところが、もちろん、行政不服審査法全部改正に伴うものですが、相当いろいろなところが変わりますということを申し上げておきたい。特に、情報の提供とか処理状況の公表、これは行政不服審査法が国税にも適用される珍しいものですが、こういった新しいものも規定されるということで、評価に値するだろうというふうに考えております。

先ほど少し申し上げましたが、国税通則法という法律は、平成二十三年の十二月に既に、半世紀ぶりの大改正がされております。その内容は、先ほど申し上げました税務調査の規定の整備や更正の請求期間の延長、あるいは理由付記を全ての処分にするといった処分に至る事前手続の整備でした。

二十三年に先に事前手続の国税通則法の改正ができたことは、非常に結果的にはよかったと思いますけれども、あのときの議論で、じゃ、事後救済手続はどうするんだと言ったら、今回のこの行政不服審査法の改正とあわせてやるんだということで、ペンディングとされていたわけですね。それが今回ようやく実現するということで、民主党

政権時代に国税通則法を全面的に見直すんだと言っていたものが、今回の改正でようやく貫徹することになるということで、期待しているわけでございます。

ということで、今回のこの改正案に至るまで、二回政権交代をまたいでしまったということで、大変時間がかかっておりますけれども、それだけ時間が経っただけあって、確実に二十年法案より進化しておりますので、基本的に評価に値する内容ということですね。

日税連も、二十年法案のときは幾つか問題点を指摘させていただいておりましたが、今回は全面的に賛成、早期改正実現を要望させていただいておりますので、先生方におかれましては、何とぞよろしく願いたいということでございます。時間が参りましたので、御清聴ありがとうございます。（拍手）

○高木委員長 次に、松倉参考人、お願いいたします。

○松倉参考人 弁護士の松倉です。

きょうは、参考人として、この場で意見を述べる機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、早速、本題に入りたいと思います。私は、今回の行政不服審査法改正の関連法案につきましては、賛成の立場であります。

まず最初に、日弁連の行政訴訟センターの主な活動を若干紹介したいんですが、平成十六年に行政事件訴訟法が改正をされました。このときに日弁連としまして、改正案の条文をつくり、改正をバックアップしたというふうな運動を行ってまいりました。

その後、住民訴訟の国版である、いわゆる公益検査請求訴訟、別名、国民訴訟というものを提言しました。これにつきましては、幾つかの政党さんが、この前の衆議院選挙あるいは参議院選挙の中での政策の中にこれを盛り込んでいただきました。それから、今回の行政不服審査法の改正につき

ましては、平成十九年五月に改正案、条文もつくって、公表をしております。

その中身を若干紹介しますと、特に今回の法案と違っている点に絞って紹介しますと、まず、審査請求期間は六月で、行政事件訴訟法と同じにしました。

それから、審理方式は、不適法でない限り行政審査院に諮問する。行政審査院というのは、中央行政審査院と地方行政審査院の区別をつける。それから、その審理を担当するのは審理官。審理は単独と合議が両方あり得る。それで、審理官というのはどういう方かといいますと、これは行政法審査官という、試験を受けてそれに合格した有資格者だけに限定される。しかも、その身分については、裁判官並みの身分保障がされるというふうな仕組みにしております。

実は、これの参考にしたのは、アメリカの行政内部の裁判所である行政審判官制度、いわゆるALJというものがあります。これは、私、日弁連でも二〇一一年に視察をしてまいりました。そこでさまざまなことを聞きまして、非常に独立した強い職権を持つていて、しかも七十年間の歴史があるというふうなことがわかりました。

それから、答申の拘束力、これにつきましては認める、つまり、裁判官はこの行政審査院の判断に拘束されるという仕組みにしました。これは、韓国の行政審判法にそういった規定があるので、それを準用したということになります。

それから、執行停止原則。原則として、不服申し立てがなされた場合には行政処分等の執行は停止をする。そして、公共の利益に重大な影響が生ずるおそれがある場合には続行できる。現在の原則と例外を逆にしております。

これが、私ども日弁連が考えた改正案であります。

今回の改正案について日弁連はどういう見解を持っているかといいますと、私どもが考えた案は、確かに、世界水準のベストな案ではあります。しかしながら、五十年間も行政救済制度が改

正されてこないという中で、旧態依然たる救済制度の中で国民が苦勞しているという中では、今回の改正というのはベターな改正であるという中で、私どもとしては、やはり段階を踏んで、これをまず実現していく必要があるということから、今回の法案については賛成というふうになつております。

今回の改正のコンセプト、改めて言うまでもないかもしれませんが、公正性の向上、それから、使いやすさの向上、それから救済手段の充実拡大というふうな三点が指摘されております。

公正性の向上で私どもが注目しておりますのは、やはり、審理手続は処分に関与しない職員である審理官が担当する。さらに、裁決をするに当たっては、有識者から成る第三者機関の諮問を経る。審査請求人は、証拠書類等の閲覧、謄写ができ、口頭意見陳述で処分庁に質問をできる。

それから、使いやすさの向上では、不服申し立て期間が六十日から三月月に延長された。それから、不服申し立てが審査請求に原則一本化されて簡素化された。それから、不服申し立て前置が大幅に縮小、廃止された。

それから、救済手段の充実拡大、これは、私どもも、いわゆる非申請型の義務づけ訴訟が行政事件訴訟法で規定されたということを受けて、行政不服審査法でも同じような義務づけということをやすべきではないかというふうな提案をしてきました。それが今回は、行政不服審査法ではなくて行政手続法の中に、国民が法令違反の事実を発見した場合に、行政に是正のための処分等を求めることを可能にする、それから、法律の要件に適合しない行政指導を受けた場合に、行政に再考を求める申し出が可能となる、こういった制度が設けられることになっております。

私どもは、この中で一番問題であるのは、やはり公正性の確保が特に大事であるというふうに考えております。

今回の改正で公正性が真に担保されるのか、同じ行政内の手続で一度行政が決定した処分を覆す

ことを期待できるのか、素朴な疑問があると思います。

これは、行政不服審査制度の仕組みが、処分庁とその上級行政庁の中だけにとどまる、そこで完結するものであれば、私は、むしろそういった疑念を持つ方が合理的であるというふうに考えます。

今回の法案の行政不服審査の仕組みというのは、処分に関与しない上級行政庁の審理員が第一次判断を行う。それを受けて、原則として行政不服審査会の諮問で第二次判断を行う。しかも、その行政不服審査会は、処分庁とその上級行政庁の外にある、縦の系列から外にある総務省に設置される。この点が今回の改正の極めて大きな特徴であろうというふうに思っています。さらに、行政不服審査会というのは、第三者機関として構成される。

問題は、新たなこの仕組みがどの程度構成として機能するのか。これは、恐らく皆さん、いろいろな意見があると思います。

私は、単なる個人的な予測をするのではなくて、今これと類似して設けられている、総務省にある年金記録確認第三者委員会、この活動実績を見るのが参考になるというふうに考えております。私自身も、年金記録確認第三者委員会の中央委員会と第二国民年金部会長あるいは脱退手当金の部会長を務めていましたので、この仕組みについてはよく理解しているつもりです。

この第三者委員会の組織構成と権限なんですけれども、仕組みは、旧行政管理庁、現総務省が行っている行政相談の一環として構成をされたんです。行政相談というのは、国や地方公共団体などの業務に対する苦情などを受け付けて、公正で中立的な立場から必要に応じて関係行政機関にあつせんを行う制度である。あつせんですから、関係行政機関に対する拘束力はありません。受け入れるか否かは、その行政庁の任意であります。年金記録確認の場合には、安倍政権のもとで閣議決定がありました。そこで、総務大臣の年金記

録確認に関するあつせん案について、社会保険庁はこれを尊重して記録の訂正を行う、こういった決定があつたために、事実上の拘束力が生じたというわけです。

第三者委員会というのは、中央委員会、地方委員会がありまして、そのメンバー構成は、弁護士、税理士、社会保険労務士、それから旧社保庁の職員OBなどで、最大時に全国で九百五十名の委員が確保されたわけです。その第三者委員会の判断が即、総務大臣がよほどおかしいと思わない限りは、総務大臣のあつせん案とみなすというふうな扱いになりました。

その実績を見てみますと、平成二十五年度の四月一日現在、発足から約五年余りですけれども、処理した件数が二十四万二千四百六十三件もあるんです。そのうち、もちろん取り下げが一万一千件もありますから、実質二十三万一千件ぐらいの処理がなされた。

次に、あつせん率、つまり年金の記録がおかしから直しなさいというふうな国民の意見を取り入れたあつせん率がどの程度あるのかといえます。これは国民年金と厚生年金でばらつきがありますが、国民年金は三七・五％、それから厚生年金は五三・九％、そしてあつせん率の平均が四七・八％になっています。現在の行政不服の中の認容率というんですか、住民あるいは国民側の要求を受け入れたというのは、恐らく十数％にすぎません。三倍程度の数字が上がっております。

年金記録確認というのは、極めてさまざまな仕組みだった、いろいろ制度が変わったとかいうことではありませんけれども、そういう特殊性を考慮する必要はありますけれども、年金記録確認第三者委員会の仕組みとその実績には、私は注目すべきものがあるというふうに考えております。

今回の法案で、行政不服審査会が、処分庁とその上級行政庁の系列ではなくて、その外に置かれる、しかも、行政相談という公正で中立な立場から行政機関にあつせんを手がけてきたその部門を擁する総務省に設置されたということの意義は、

これは我々はよく見ておく必要があるというふうに考えております。

その他いろいろありますけれども、時間の関係で、私の意見表明は以上にしたしたいと思います。

どうもありがとうございます。(拍手)

○高木委員長 ありがとうございます。

○高木委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

○中村裕之委員 おはようございます。自由民主党の中村裕之でございます。

参考人の先生方には、それぞれ御多用のところ当委員会に御出席をいただき、そして大変貴重な御意見を賜りましたことを私からも感謝申し上げます。

さて、行政不服審査法関連三法案について、順次質問をしてまいりたいというふうに思います。

この三法案の改正について、その肝になるところは、私なりに、やはり審理手続が公正であり、中立性を保てるというところをきちんと担保されるのかというところにあるのではないかと、いうふうに考えております。

そうした中で、小早川先生からは、同じ穴のムジナという従来の長年にわたる指摘があつた、それを解消できてきているのではないかと、いお話もありましたし、松倉先生からは、総務省にきちんと組織を置いて、最終的に処分庁以外からも指摘をするというところにしたいことが評価できる、これは、同じ穴のムジナの部分を大分解消したということ、ベストではないかもしれないけれどもベターだというお話がございました。

青木先生は、行政救済制度検討チームの事務局の委員をされたというわけでありまして、本法案は、審理手続については、二十年法案の形を

ベースに、それをさらに公正性を高めたという内容になっていますけれども、青木先生が事務局に所属をされていた行政救済制度検討チームにおきましては、各省と分離して、独立した職権を行使する審理官を特定府省に一括して設置をして、そこで審理を行う、つまり、処分庁には審理をさせないという形の結論を出していらつしたというふうに私も受けとめているところであります。

その審理手続について、私から見ると、行政救済制度検討チームがまとめた、各省庁と分離した審理官に独立した職権を行使させるという方が、同じ穴のムジナという点から見ると、よりすぐれているのではないかと、いうふうに感じるわけですが、そうした中で、二十年法案の形をベースに落ちついたということについて、青木先生から、所見があれば伺いたいと思います。

○青木参考人 考えをお答えいたします。

審理官か、あるいは今回の法案の審査会プラス審理員ですね。

あのときの民主党政権、最終的に審理官ということになりましたが、もともとどういう趣旨だったかといえますと、審査会というのが屋上屋であるということ、審査会が要らないんじゃないかといのがもともとと、きつかけであつたんじゃないかといこと、審査会と審理員のハイブリッドという形で審理官という形になったわけですが、いわゆる軽装備。それに対して審査会は重装備ということ、どちらが正しいと。

やはり公正らしさを目指しているという方向は同じなんです、重装備を選ぶのか軽装備を選ぶのか、手段が違うということ、民主党としては軽装備でいいというわけですから、今回の法案は重装備ということが出てきたものだなということ、理解しております。

○中村(裕)委員 ありがとうございます。

重装備という形で、これも一つ、従来の審理手続からすると大きな前進を見たんだろうというふうに思いますので、こうした中で国民の皆様は権利や利益がしっかりと担保できる形であつてい

ればいいなというふうに私も思っているところがあります。

松倉先生は、私と同じで北海道出身というふう聞いておりますが、質問できることを大変光栄に存じております。

松倉先生は、行政不服審査法関連法案について、この三法案は、平成十六年の行政事件訴訟法の改正等を踏まえて見直しを行うものでありますけれども、松倉先生の著書の中で、改正行政事件訴訟法がもたらした意義とその限界というところに触れられているというふうに私も承知しております。その意義と限界という視点から、本三法案についての、改正案について御意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松倉参考人 大変難しい質問でして、行政事件訴訟法の改正につきましては、実は、五年後見直しというふうな規定があつて、それが一昨年だったんですね。

日弁連としましては、当然、問題があると。特に、あのときには課題を四つぐらい積み残してありますので、その課題についてやはり五年内に検討して、五年後見直しのときにその四つの検討課題についても改正をすべきであるというふうに思っていたんですが、残念ながら、法務省の方では、研究会を組織した結果、いろいろな五年間の判例を分析した結果、改正する必要はないのではないかとというふうな結論になり、それから、積み残した課題四つについても検討がなされなかったという点で、非常に行政事件訴訟法の改正が完遂していないというふうな印象を持っております。

それで、今回の行政不服審査法の改正につきましては、先ほど時間がなくて私はちょっと言いそびれたんですが、やはり行政事件訴訟法と同じように、五年後見直しを附則で設けるべきであるというふうな考えを私は持っております。

なぜなら、新しい制度をつくった場合、それが当初の設計どおりに動いているかどうか、これはやはり実地に使つてみて検証をする必要があります。それをするので、やはり今回の改

正についても五年後見直しはやるべきだというふうに思っております。

○中村(裕)委員 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

行政事件訴訟法、そして行政手続法の改正に続いて、少し時間がかかりましたけれども、本行政不服審査法関連三法案ということで、これが行われると、一応全体的に網羅された形になるのかなというふうに私は思っていますが、それぞれが新しい仕組みになった中で、やはり五年後見直しなどの規定というのが一定程度必要になるんだらうということとは私たちが意識をしなければならぬのかなというふうに感じるところであります。

今回の行政不服審査法関連三法案につきましては、やはり、処分庁が審理に参加をし、そして、それをまた処分庁以外の、総務省に置かれる機関の方に諮問をするという形で公正性などを担保するということになるわけですが、一方で、不服申し立て前置についても、二重前置の解消ですとか、また前置自体の必要性の見直しについて、大きく前進をしたというふうに思っております。

小早川先生、時間がなくてその点について触れられなかったようでありますので、ぜひ小早川先生からも、その点についてもお話を聞かせていただければと思います。

○小早川参考人 不服申し立て前置の見直しについてということでございます。

発言の機会をこうやって後から与えていただいて、ありがとうございます。

この点は、実務的にも、それからまた学者といえますが、学問的にも、理論的にも、従来から大いに問題があるとされてきたところでありました。

御承知のとおり、昭和三十七年に行政事件訴訟法と行政不服審査法が制定されましたが、そのときには、原則としては、それ以前のいわゆる訴願前置主義は廃止する、いわゆる自由選択にするんだということ、行訴法の条文の上ではそうなっ

ておりますが、ただ、個別の各行政分野の諸法律でもって非常にたくさん不服申し立て前置の規定が置かれていたわけでありまして。

それについては、いろいろ必要性の根拠なるものは言われていたわけなんですけれども、ただ、しよせん、やはり全体としては非常に無理があつたのではないかと。不服審査の方が訴訟よりも簡易迅速な救済が得られるから、それがいいんだということとは言われます。しかし、そうであれば、それは、国民が訴訟よりも不服審査の方をみずから判断で選択するということになるはずでありまして、それを強制する必要はないのではないかと。やはり大きいのはそこですね。

その基本的な考え方でもって、今回といいますか、これはなかなか、言われていながら手をつけるのは大変だったということで、実は二十年法案までの段階では、そこは問題にはなっていたんですけど、取り上げられなかった。その後、これが幸いに取り上げられることになったということで、長年の懸案がかなりの部分、今回整理されることになったということであらうと思います。

あとは、では、さっきのような理屈ではなくて、本当に不服申し立て前置が必要な例外的な事由というのは何なんだということを、今回の法案でもそこは、考え方は出ておりますけれども、これで一応お掃除ができたとしても、今後またいろいろな法律でそれがふえていくことのないように、原理原則をしつかりと把握した上で、今後の立法においても注意をしていただきたい。これは将来の話でございます。

以上でございます。

○中村(裕)委員 ありがとうございます。

平成二十一年に一度法案を提出して、それが残念ながら廃案になって、その後、検討委員会が設置されました。民主党政権下でも随分と検討されて、ついに五十年以上の歳月をかけてこの三法案が、改正案が出されたということであります。

本日に、国民の権利や利益をしつかり守つていくという民主主義の根幹にかかわる本法案の改正

というのは、私はこの通常国会においても大きな意義のあることだというふうに思いますが、それぞれ三人の参考人の先生は賛成の立場から御意見をいただいたということでありましてけれども、最後に、時間も短いですけれども、本法案にかける皆さんの期待ですとか、また評価について一言ずつお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○高木委員長 時間がもう参っておりますので、短くお願いいたします。

○小早川参考人 それでは、ほんの一言だけ。

先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、この新しい行審関連法案が実現して、行政の中で本行に、行政は法に従つて国民の権利を尊重しながら行っていくのだ、そういう意識が中に根づくことを私は強く期待しております。

以上でございます。

○青木参考人 私も繰り返しになりますが、今回の改正法案は、現行法よりはもちろん、二十年法案よりも手続水準が向上している、今までの長い時間をかけただけの成果となっておりますので、施行まで二年ありますが、ぜひとも早く新しい制度が始まってほしいということで、楽しみにしております。

○松倉参考人 先ほども言いましたが、今回の改正は、処分庁とその上級行政庁の縦の枠をはみ出した審査が行われるという点で私は期待できると思っております。

以上です。

○中村(裕)委員 大変丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございます。

今後とも、また御指導いただければと思います。ありがとうございます。

○高木委員長 次に、濱村進君。

○濱村委員 公明党の濱村進でございます。本日は、参考人のお三方には大変忙しいところをお越しいただきまして、また、貴重な御意見をお伺いすることができました。大変にありがとうございます。

まず、お三方の参考人の方々にそれぞれお伺いしたいんですけども、この行政不服審査法については、制定以来五十三年もの間、ずっと改正されてこなかったわけでございますけれども、平成十八年に改正を検討し始めてから八年かかったわけでございます。

そういう意味では、十八年に総務副大臣が主宰する行政不服審査制度検討会において検討が開始されました、その後、二十年法案、先ほど来青木参考人からございました、ここで提出をされましたけれども、民主党政権時代に、行政救済制度検討チームとして取りまとめられました。それからまた、今回の政府案として、行政不服審査法関連三法案が提出されるという流れになっているわけでございます。

先ほど来あつたとおりでございますが、小早川参考人からも先ほど、二重前置については十分触れられなかったというお話がありましたけれども、二重前置以外にもさまざま触れられなかった点もあるかと思えます。限られた時間でありましたので、そういう意味では非常にコンパクトにまとめて意見の御開陳をいただいたかというふうに思いますけれども、先ほど触れることができなかった点について、そういう点も含めてどのように評価されていらっしゃるのか、お三方それぞれにお伺いできますでしょうか。

○小早川参考人 時間の関係で先ほどは大筋だけを申し上げたつもりでございます、その枝葉の部分がございます。

一つは、今回の法案が、まあ百点満点ということではないかなという気もちょうとはしてありますが、基本線は、先ほど申しました、手続保障を充実しながら、その上で複数の仕組みを整理統合、単純化していくことでありまして、基本線はできていると思いますが、実際にはなかなかそれですっきりとはいかなかったということ、その一つは、異議申し立てというのは審査請求にも吸収するというものでしたけれども、しかし、やはり行政の現実からして、場合によつ

ては再調査の請求という手続を置かざるを得ないということ、そこは制度としてやや複雑なものが残った。

それから、同様に、今度は審査請求の後、従来から再審査請求あるいは再々審査請求というような、まあ、再々というのはいずれは余りなかったかと思えますけれども、再審査請求の仕組みというのがありまして、これが、救済の面からいっても、そこまで二段階、三段階重ねることが本当に意味があるのか、いろいろなコストがかかるだけではないかという意見もありまして、そこも審査請求に一元化するという方針だったわけですが、けれども、やはり、実際にはいろいろな事情で再審査請求というものが残ることになりました。ですから、その辺は、私など部外者、局外者です、その制度、単純にきれいにまとめられるかと思つたらなかなかそうもいかなかったね、そういう感じはあります。

ただ、だから減点になるのかということですが、そこは何も、制度の単純な美しさだけ追求して済むわけではありません。一つ一つの個別分野での個別の事情をじっくり考えて、例外は認めていかざるを得ないというふうに思っております。

それから、審査会ですが、これは大変期待が大きいのでございます、これはやってみたいと、どれだけ役割を発揮できるかということばかりません。そこで、今回の法案では、比較的その辺は、審査会についての制度設計は、柔軟といえますか、動くようになっております、例えば、どのような事件については諮問する、あるいはしない、その基準をどうするかということも少しオープンになっておりますし、それから、御案内のとおり、地方に全て審査会を置くことに對してはなかなか抵抗が強いので、そこはまた柔軟な対応ができるようになっております。

その辺で、制度としてはやや柔軟さを持たせていますので、実際の運用でこれからどういうことができていくのか、それに応じてまた改善の余地

はあるのかと思っております。

まだありますけれども、私一人だけ長くしゃべってもなんですので、一応この程度にします。

○青木参考人 私は、お配りしている紙の一番最後のページに細かくたくさん書いてある中の、二十年法案から変わつていて、二十年法案から進化しているところを斜めの字で書いてありますので、そこをできれば、時間があればお話ししたかった、その点ですね。

まず、審査請求と自由選択の件はお話ししました。

それから、情報の提供と処理状況の公表、これは、行審と書いてありますので、行政不服審査法の改正になりました、二十年法案になかった、雑則の規定なので余り目立たないんですが、結構大事な、情報の提供というのは、申立人に対して、請求書の書き方ですとか、そういうケースであれば申し立てできますよというようなサジェスチョンのようなことを、行政庁が、処分を受けて不服を感じているような方々に対してそのような手当てをする努力義務規定ということで、これは行政不服審査法に書いてあることが国税にも適用されるということですので、ここに書いてあります。

処理状況の公表につきましては、どういう判決を出したとか、あるいは、出した裁判のうち、どのぐらいの割合が認容されていて、どのぐらいの割合が棄却されていてというような認容率とか、そういったものを公表することを義務づける努力義務規定になります。これも、情報の蓄積というのは非常に重要なことですので、今までももちろん運用ではされてきたわけでございますが、これが法律にきちんと規定されるということは意味があらうと思います。

これも、もちろん、民主党政権のときの検討の成果が生かされているということになります。

あと、下の方に、原処分庁を含む審理関係人が申し立て可能という斜めの字が二つありまして、審理のために質問、検査をしてくださいというのが、今まで申立人が申し立てることができたんで

すね。先ほど言いましたように、担当審判官がみずから職権で質問、検査することはもちろんできるわけですが、申立人が、質問、検査してくださいと申し立てることもできる。これは、今までは申立人の側だけだったんですが、原処分庁からもそれを申し立てることができる。閲覧、謄写についても、今までは、国民、申立人の方が請求ができるという形が、これは原処分庁でもできる。

これは一見、原処分庁の権限を上げる、手続を上げるので、いかなるものかという意見もあるかもしれませんが、そうではなくて、国税不服審判所と原処分庁が離れているんですよという独立性を明確にする意味では、このようにきちんと原処分庁も、今まで運用ではこういうことをしていたわけですから、運用でしていたことは、規定されていない中でやっているのではなくて、きちんと規定されてやることによってこの国税不服審判所の独立性が明確になるという意味では、意味のある改正であろうというふうに考えています。

御説明させていただく時間をいただきました、ありがとうございます。

○松倉参考人 これは今回の改正とは直接関連はないかもしれないんですが、日弁連の方としましては、こういった不服審査の手続とか委員構成が各個別法でばらばらになっている、そういう中で、やはりこれからは、通則法としての行政不服審査法をつくって、そちらの方に統一化していくべきではないか、一つのモデルケースを通則法の中につくるべきではないかというふうな議論をいたしました。

私も、宮城県の情報公開審査会の会長とか、あるいは国民健康保険審査会の会長なかりました。そこでは個別法、個別条例でもってやっていたわけですが、やはり、そういったものをきちんと統一化するために、個別法に任せるのではなくて、通則法の中できちんと統一的に処理をするというふうな将来的な方向性を考えるのは妥当ではないかなと思っております。

それから、地方の審理員等の制度ですけれど

も、これは先ほど小早川先生が言われましたとおり、大変な問題があると思います。特に私は宮城県です。東日本大震災で福島県が町ごと移住しているというふうな地域もございます。そういう中で、やはりきちんとした対応をやっていく必要があるというふうに思っております。

○濱村委員 大変に丁寧な御開陳をいただきました。本当にありがとうございます。

次に、青木参考人、松倉参考人に実務家としての御意見を伺いたいと思います。

不服申し立て期間が六十日から三カ月になります。これに対して、六カ月がいいとかという意見もありますが、実務家としてどのようなようにお考えか、ちよつと端的にお答えいただければというふうに思います。

○青木参考人 税の実務はルーチンで、基本的に申告期限から二カ月後、法人税であれば二カ月後、二カ月という数字が結構、まあ、確定申告については、年末までの所得について翌年の三月十五日までということになっていますが、先ほど申し上げましたように、どうしても繁忙期というのがありますので二カ月は厳しいという中で、三カ月にしていただけるのは実務的にはありがたいというところであります。

もちろん、六カ月、長ければ、納税者側の発想からすれば、四カ月でも五カ月でも、それはもちろん長い方がいいわけではあります。現在の二カ月から比べれば、三カ月でも一歩前進というふうに考えております。

○松倉参考人 私の意見も青木参考人と全く同じです。

やはり、三カ月よりは六カ月の方がいい。行政事件訴訟法ですと、訴訟ですから弁護士がつく、したがって、弁護士との打ち合わせ等が必要であるということから、三カ月、六カ月の差があつていいんじゃないかというふうな指摘もありますけれども、行政不服審査の段階でも代理人がつく場合もありますし、それはやはり長ければ長いほどいいというのが私の率直な感想です。

○濱村委員 ありがとうございます。

最後に、行審制度自体は、行政の自己反省機能を發揮するということが非常に大事であるというふうに考えております。この点について、今後、法改正後、どのようになるか見通されているか、御見解をお聞かせください。小早川参考人をお願いいたします。

○小早川参考人 不服審査を通しての行政の自己反省ということとは、まさにこの制度の本質的な部分でありますので、ぜひ、これを機会に、その面が健全に発展していくことを期待しております。

そのためにはやはり、これが、形だけつくと、実際の運用はその形だけで流れていくということではいけないわけですので、何が大事かというと、いろいろ大事ですけれども、やはり人の問題が一番大きいのではないかと。

今までの日本の行政というのは、不思議なことなんですけれども、大学の法学部卒業者を大量に採用して、その人たちが中心なんです。しかし、実際の仕事の中で、では法的な物の考え方がどこまで貫かれていたかということになると、なかなか。私自身も大学で行政法を教えてきたので、自分でそんなことを言うのもなんですけれども、そういうところがあります。

ですから、いろいろな能力が必要ですから、行政組織に法的な物の考え方をしっかり根づかせる、そういうことのできる人を十分配置するということが、まあ、公務員の増員ということになるといろいろ問題はありますが、それでも、人事政策的にもそのようなことに配慮していただければと思う次第でございます。

○濱村委員 ありがとうございます。

いづれにしても、ベターな法改正であるということが先ほど出てきておりましたので、今後も継続的な運用の見直しあるいは法改正が必要かと思ひます。お三方の参考人におかれましては、これから御指導いただけるよう心よりお願い申し上げます。質問を終わります。ありがとうございます。

ございました。

○高木委員長 次に、黄川田徹君。

○黄川田徹委員 民主党の黄川田徹であります。

順次質問していきたいと思ひます。

なお、自民、公明さんの委員と重複する質問があるかもしれません。確認の意味で質問をさせていただきますかと思ひます。

不服申し立て制度でありますけれども、御案内のとおり、五十年以上大改正がなかったというところで、今般は本当にいいものをつくっていかなくちゃならないということは、与野党にかかわらず願ひは同じだ、こう思っております。そしてまた、政権交代を経て、まあ、さらなる政権交代もありましたけれども、見直し、検討がされた部分もこれまた盛り込まれておるところもありません。

そこで、参考人の皆様方御三方には、賛成の立場からの意見陳述ということで、特に、小早川さんには、百点満点とすればそのとおり満点だという評価でありますけれども、しかしながら、満点の中でも足らざるどころ、あるいはまた、この法改正の中での限界等があるということで、先ほど少しお話しされたみたいであります。一点あるとすればどういふものがあるか、再度お願いいたします。

それから、青木さん、松倉さんには、この法案、満点を百点満点として、何点を与えるということでしょうか。加えて、足らざるどころ、先ほど、今回の改正の限界とか、松倉先生もお話しされていましてけれども、さらに一点ぐらい、確認の意味で、青木さん、松倉さんに足らざるどころもお話しただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○小早川参考人 先ほどちよつと、満点だとまで申してはおりませんが、満点じゃないかもしれないと言ひながら、しかし、個別、それぞれの行政分野の特質に応じて例外もあり得るだろうということ、多少どつちつかずなことを申しま

した。

私としまして、今御質問の趣旨に沿つて、ここはやはりというのがあつたとしますと、先ほど再審査請求の関係でいろいろ残つてしまつたということとを申しましたが、その中に、御承知かと存じますけれども、いわゆる裁定的関与の問題が含まれております。国民の権利救済という点からすればそこまではなくてもいいことで、しかし、地方自治体の処分について、最後はどうしても国の行政機関で見直しの機会を確保したい、そのことが制度設計に反映して、ただ単に審査請求でなく、国の機関への再審査請求というのをどうしても残すという形のがございます。

これは、私としましては、これは地方分権推進の関係の問題でもあります。この機会に整理をしていただけないものかと思ひましたが、やはりそこは難しいということ、裁定的関与の取り扱いの問題というのは先送りになりまして、その間、それが一つありまして、一般法である行審法の中にも再審査請求に関する規定というのを残さざるを得ないということになった、そういう経緯かと私は理解しておりますので、そこは残念なことであつた、今後の課題としてしっかり取り組んでいただきたい、こういうふうな考えております。

○青木参考人 私は、このような手続法制の改正について、多分、百点満点というのは不可能じゃないかなというふうな考えています。手続水準、国民から見た水準もあれば行政側から見た水準もあるわけですし、先ほどの三カ月と六カ月の話も、三カ月がいいのか、もしかしたら四カ月の方がいいかもしれないし、そういう点がありますが、ただ、先ほど申し上げましたように基本的に評価しているということで、八十点でしょうか、大学で、優、良、可の優は十分つく点数に当たるのではないかとこのように考えております。

ということ、ただ、もしかしら、三カ月じゃ足りないかもしれないし、ほかにさまざま

な問題が潜んでいるかもしれないということを考えれば、先ほど少しお話に出ました、行政事件訴訟法と同じように五年後見直し条項を入れていただいて、五年後に運用状況を確認して、そのときにまた制度改革を図るといふのも一つの方法かなというふうに考えました。

○松倉参考人 私は、小早川先生と違って大学の先生でございませんで、なかなか点数をつける習慣がございせん。裁判では五一％で勝てます。証明の優越で勝てるものですから、なかなかその判断は難しいんですけども、少なくとも、優、良、可、いえは優には入るといふふうには考えております。

それから、一点、この法案で、私の方でも少し突っ込んでほしかったという点を指摘しますと、それは、行政不服審査会が裁決庁に対する拘束力を持つというふうな形、有識者から成る判断をするわけですから、それが裁決庁を拘束する、そういうところまで踏み込んでもらいたかったなというふうな感じがしております。

○黄川田(徹)委員 時代が変わって、お上が国民にさまざまな制度設計をするというのではなくて、やはり国民の目線からしっかりと救済制度が確立されるということが一番大事だと思っておりますし、そしてまた、法律が施行された後、それがしっかりと運用されるということも見ていかなきゃならない、こう思っておるわけでありまして、五十年以上の大改正でありますので、一歩前進というふうな話じゃなくて、やはり百歩も千歩もしっかりと前進していかなきゃならない、こう思っておるわけでありまして。

それで、具体的にちよつとお話ししたいと思っております。

閣法における制度設計の中で、やはり審理員制度とそれから行政不服審査会、この部分なんでありまして、同じ穴のムジナといいますが、先ほど来何度もお話しになっておりますけれども、審理員は各省庁の職員が担うとしておるわけですが、

よね。この公正さが本当に担保されるのかという危惧、あるいはまた、この部分にしっかりと外部登用を基本にした独立性、専門性の高い制度設計が大事ではないのか、こう思うわけでありましてけれども、お三方の御意見をいただきたいと思っております。

○小早川参考人 今回の法案に即して申しますと、審査会よりもまずは審理員あたりに焦点を当てた御質問だと存じますが、確かにそこは大変微妙なところかと思っております。

私は、結論から申しますと、こういう形でとにかくやってみてはどうかと思っております。

それは、繰り返しになりますが、行政そのものの意識改革ということが重要だと思っておりますので、外からチェックされるというだけだと、これは裁判所のチェックというのは現にあるわけでありまして、中の意識改革をどうやっていくかということが一つであり、それからまた、行政上の不服申し立ての処理に關しては、やはりそれぞれ法制度の考え方を的確に踏まえて処理していかなければならないということで、やはり今までの大変複雑な行政ですと、そこに専門性の問題といふのがどうしてもございまして。

そういう意味で、専門性と客観性、そして行政の自己反省機能の担い手というふうな要素を考えますと、審理員というものは、もちろん外部から適格性のある方をどんどん入れていくというのは望ましいことだと思っておりますが、原則それでいいというのとはやや時期尚早ではないか。そしてまた、内部で公正な判断のできる行政官、行政職員をこれから育てていくべきではないかということも考えておりまして、その意味で、この法案の審理員の仕組みというところでどうか。

もちろん、下手をすれば、これは行政側の立場で物を見るということになってしましますが、そこはもちろん監視が必要であります。

今回の仕組みの中であれば、審理員が、意見書をきちんと作成して提出する、それが裁決の際の基本になるといふ仕組みはできておりますので、

その辺の審理員の審理を透明なものにし、また、ひよつとして審理員の意見と違う裁決をするというのであれば、なぜそうするのかということと裁決の理由としてはつきり書く。その辺で、外から見て、審理員による本当に公正な審理が行われ、それが裁決に反映されたのかどうかということとをきちんとウオッチしていくことが仕組みとしても大事ですし、運用上、あるいは関係者の意識としても大事だろつと思っております。

○青木参考人 外部登用のことにつきましては、実は国税不服審判所はかなり進んでおりまして、これも民主党政権のとき、平成二十二年の税制改正大綱で、審判官の外部の人間が少くないんじやないか、まさに同じ穴のムジナという批判から問題が惹起されて、平成二十三年の税制改正大綱で、三年かけて、事件を担当する審判官の半数を民間人にするという工程表もつくられました。実際、三年たちまして、現在、たしか五十人の民間出身の方が国税審判官をされておまして、半分が民間人になったということで相当評価されているところだと思っております。

やはり同じことが審理員にも必要なのかもしれないが、そこは、審理員には審査会という完全な第三者機関、独立した第三者機関が諮問機関としてついているということでもありますので、そのような中では、先ほどの私の言葉で言えば重装備の中では、審理員というところが外部を求めるといふことと、もともと全てが外部の諮問機関があるということですので、そういつた中で、処分庁の中の職員が審理をして、最終的な、それが適当な、妥当な判断であるのかということとを外部の方が見るといふようなことになっているんだろつというふうには理解しております。

○松倉参考人 先ほど、私の方では、現行のシステムにつきまして、処分庁の上級行政官の審理員が第一次的判断を加える、それに総務省の不服審査会が第二次判断を加える、こういうふうな表現をしました。私は、現状の制度の延長線上でいくとすれば、むしろ処分庁の上級行政官の方でこ

いった第一次判断をするという方がスムーズに資料収集等がいくのではないかとこのように判断をしております。

それから、最初から外部登用、これも私は魅力的な案ではあると思っております。しかし、そのためには、その審理員が自由に活動できるようなバックアップ体制、組織が必要だと思っております。ですから、日弁連が提案しておりますような行政審査院というふうな機構をつくって、その機構が審理員の活動を支えていく、しかも身分保障するといふような前提がなければ、これはなかなか機能しないのではないかとこのように思っております。

○黄川田(徹)委員 時間が参りましたので、質問しようと思つたんですが、こちらから一言だけ。審理員と行政不服審査会がセットで出ているわけですね。この審査会がどう機能するか、これが一番大事だと松倉先生も話されております。たしか事件は二百件ほどでありまして、本当に常勤の委員が必要なのか、事務局体制が必要なのか、あるいはまた、放っておくと行政というのは大体肥大化していくものですか、年金のときの第三者委員会みたいな、そういうものにも本当になるのかというのがやや心配なところがあるものから、そういうところをちよつと質問したかったわけでありまして、時間でありまして、これで終わります。

○高木委員長 次に、三宅博君。

○三宅委員 日本維新の会の三宅博でございます。

きょうは、お三方の先生方、朝からこうしていろいろ貴重な御意見をお聞かせいただきまして、本当にありがとうございます。

最近特に、行政の高度化、複雑化、こういったものがより一層進む中で、この行政不服審査法の改正は非常に重要な意味を持つと思うんですけれども、まず初めに、今も組上に上つておりました審理員の資格なんですけれども、審理員の客観性、中立性、公正性を担保するためにどういふふうによつていかなければならないかということと

ちよっとお聞きしたいんですね。

行政に精通した者とか、そういうた者になりまして、もう勢い、その組織の内部の者ばかりになつていきますと、客観性とか中立性、公正性が十分に担保されないんじゃないかなというふうな懸念もされるわけなんですけれども、そのあたり、お三方の先生方からちよっと御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○小早川参考人 審理員の公正、客観性を確保するという意味では、外部登用が一つの答えになるわけですね。ですから、そういう方向での制度設計というのは一つあり得ると思います。

私は、先ほどの御質問にお答えして、今回の法案はそれを原則とすることはしなかったということと、それはそれで一つの方向だろうと思いますが、その際に大事なことは、やはり、今まさに御指摘ありますように、国の場合でいえば、各省に属する職員が審理員となつて、どれだけ公正、客観的な処理が可能なのかということです。

ですから、今回提案されている仕組みというのは、審理員の外部登用を原則にするのではなくて、しかし、その仕事の仕方をどうやってチェックしていくか。それが、先ほど申しましたプロセスの透明化、意見書に何を書くか、それが外から見えるということでもありますし、それから、先ほど私、言い忘れましたけれども、審査会の仕組みというのはやはりそこで大きく作用してくるだろうと思います。審理員としては、審査会でチェックされるということだけで、かなり大きな、逸脱からの抑制を担保するのに効果目はあるのではないかと。

私は情報公開審査会も経験しておりますけれども、手前みそになりますけれども、やはりああいうふうな文句をつける仕組みがほかにあるということとは、現場の各専門の行政分野の方々にとってもそれなりの効果目はあるのではないかとこのように思っております。

審査会のことをつけ加えておきたいと思ひます。

○青木参考人 改正案では、審理員の資格というか、処分にかかわつた者ではないということと、処分にかかわつた人の家族まで含めて、そこは除斥事由として規定されておりますので、処分庁の中で処分にかかわつた者からは切り離されているということ、逆に言うところにはすぎないわけですが、そこまでの規定はあるということとは、今までだつて、処分をした人間が審理を担当するなんて、本当にそんなことはあつたのかなと思ひますが、法律できちんとそれがされたということとございします。

では、審理員を外部登用にしようかという話、確かに、外部登用にすれば、一番中立的な、独立しているのかもしませんが、ただ、今回の法案では、審査会という完全に独立した諮問機関がついていて、このことがあろうかと思ひます。

ちなみに、民主党政権のときの検討の過程の審理員につきましては、これは必ずしも外部登用ということではなくて、ノリタールールといつて、国税不服審判所も、税務署で処分をやつていて、国税不服審判所に人事異動で来て、その後、税務署の副署長ということで戻っていくというのかという人事ローテーションがいかなるものかという問題点も指摘されていりましたので、同じような発想で、ノリタールールということで、処分庁には戻らないというような人事をする。審理員をやつた者は処分庁に戻らないというようなルールをつくるというのは、一つのやり方かなというふうに思ひます。

○松倉参考人 審理員の公正性の確保につきましては、やはりその給源、供給源をどうするかという問題があると思ひます。私は、やはり一番いいのは、外部登用、特に任期つき公務員で弁護士とか税理士さんとかそういう専門職種を採用するというのがよろしいんじゃないかと思ひております。特に、国税とか公正取引委員会ではそういう採用が数多くありますので、そういう方向で解決、対処してはどうかと思ひております。

○三宅委員 ありがとうございます。

次に、情報開示の部分、この部分も非常にやはり重視しなくてはならないというふうに思ひます。これは日弁連の意見もそうだと思うんですが、これも、行政不服審査の件数の情報公開、ここが十分されていないんです。集計した件数だけは公開されているけれども、ところが、中身については十分に公開されていない。それを参考にして行政不服の申し立てをしようにも、参考例が十分情報公開されていないから、する方も非常に頼りない思いをすると思ひます。このあたり、特に弁護士の松倉先生にちよっとお聞かせいただきたいと思います。

○松倉参考人 今おっしゃる懸念は、確かにあると思ひます。

同じ行政不服審査でも、種類によつて違うんですね。例えば、情報公開審査会ですと、これは公開されています。これはプライバシーに余りがかわりがないんですね。ところが、生活保護とか国民健康保険とかになつてきますと、本人の収入が問題になつてくるんですね。ですから、これは非公開になるんだと思ひます。そういう場合には、例えば仮名にするとか、事案の類型にするとか、そういう工夫をして公開するということが必要かと思ひます。

○三宅委員 同じ意見なんですけれども、小早川先生、今の情報公開の部分、先ほどちよつと言及されていらつしやいましたので、ちよつと御意見をお聞かせいただけますか。

○小早川参考人 大変重要な点だと思ひます。これまでの行政不服審査の実績がどれだけ開示されているかということは、私も、研究の都合もありまして、なかなか十分ではないなという感じは持っております。

ただ、それは、話を聞きますと、この法律を所管している総務省等に必ずしも情報が集まつてこないというところもあるようであります。御承知のとおり、結局、今のシステムは各行政機関それぞれが運用するというのでありますので、それを全体集計して、一体どんな事件がどういふ

うに処理されているのかを全体として見るという体制になかなかないなかつたということがあると思ひます。

そこは、ぜひこの機会に、今後は、もし総務省が所管し、それからまた不服審査会も総務省に置くということであれば、そこあたりでしっかりとその裁決例、それからその審理における問題点というふうなものを把握して、国民の目に見えるようにやっていただきたいと思いますというふうに思ひます。

これまでもデータベースづくりというのを若干はやってはいるのですけれども、今回の二十年法案とかその一連の検討作業の中でも必要だということと、そういうことは若干やってはありましたけれども、まだまだ不十分である。おっしゃるとおりかと思ひます。

○三宅委員 次に、情報開示の問題なんですけれども、特殊法人に対する情報公開なんかをどのようにお考えされているかどうかもお聞きしたいと思います。

特に、私が関心があるのはNHKですね。これは非常に大きな放送組織でございまして、金額も非常に巨額な予算を持っていますので、情報公開がほとんどされていないし、この対象にやはりすべきじゃないかなというふうに思ひます。この点についても、小早川先生とそれから松倉先生、ちよつと具体的なあれになるんですけれども、お聞きさせていただきたいと思ひます。

○小早川参考人 情報公開法そのものはきょうのテーマではないかと思ひますけれども、NHKはたしか、済みません、私の記憶違いでなければ、情報公開法の対象からは外れております。それは、独立行政法人等情報公開法制定の際に、かなりシビアなやりとりがあつて、結局そこに落ちついたというふうな理解しておりますが、それがいいのかどうかというのは、私は、ちよつとここでは判断、お答えする能力がございません。

行政不服審査との関係で申しますと、現行法

は、今度の改正法案もそうですが、行政庁の処分というものに焦点を当てておりますので、NHKその他のいわゆる特殊法人なり独立行政法人等なりがどれだけこれにかかわってくるかというのは、結局、個別の作用法によって、行政処分をすることにしているかどうかということで決まってくるわけでございます。

NHKの場合には余りないでしょうね。NHKに対する総務大臣の処分というようなものは、これは幾つかありますけれども、そういう意味で、NHKに関して言えば、不服審査の対象にひっつかかってくる仕組みには余りないという、こういうふうに思います。

○松倉参考人 今の質問は私の分野外でありまして、私もかつては自治体の情報公開には関与しましたけれども、国には関与していませんので、よくわかりません。

ですから、余り臆測で言うことはできませんので、御勘弁ください。

○三宅委員 かなりイレギュラーな質問をさせていただきますまして、申しわけないと思います。

これはやはり情報開示の請求についての部分で、特に警察関係が、情報開示につきましては、開示請求とかその処分の不服を申し立てた場合に、捜査中の事案であるということでこれを拒絶する場合が多いんですけれども、この部分について、小早川先生、最後に御意見を聞かせていただきたいと思います。

なぜこういうことを聞いたかと言いますと、北朝鮮による拉致事件で、警察に情報開示をしたりとか、あるいはまた、行政庁の方に処分の不服申し立てをしたりしているんですけれども、十分にそれが応えられていないんですな。門前払いを食らわされる場合が多いので、こういうことを聞かせていただきたい。

これをもっと質問とします。

○小早川参考人 先ほどの御質問について、十分突っ込んで捉えておりませんでした。

情報公開法が適用される範囲で、開示請求に対

する処分というのはあるわけで、その処分については、これは不服審査法の対象になるわけですね。

今の挙げられた例で、警察が保有する情報についての情報公開請求、その不開示決定に対する不服申し立てという文脈で考えますと、結局はこれは、情報公開法なり、県警でいえば情報公開条例の適用でどこまでが不開示情報かということになるわけですが、警察関係の、特に公安関係情報についてその不開示事由の壁が厚いということは、感覚としては私も十分承知しております。

一つ一つのケースについてはどうかということ、また別の話かと思えます。

○三宅委員 きょうは時間がありませんので、これで質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○高木委員長 次に、佐藤正夫君。

○佐藤(正)委員 みんなの党の佐藤正夫です。

質問させていただきます。よろしく願いいたします。

今まで質問を聞いていまして、私と同じ視点で御質問をされたことがありますので、ダブるかも知れません。

まず一番最初に、今、三宅委員が御質問したことなくですけれども、実は相談窓口ですらね。不服審査をするときに、税理士の先生だったら税理の部分の詳しいんでしょうけれども、一般の方はよくわからない。わからない中で不服審査を持つていくとしたときに、例えばこういう前例が、こういうものが対象になりましたよとかいうのがあればまだしも、今言われたようにまだ十分ではないということであれば、小早川先生は今回、この法案にかなり御尽力されたとお聞きしておりますけれども、そういう窓口の問題点についてはどのようにお考えでしょうか。

○小早川参考人 窓口の整備で、また利用者に対する情報提供のシステムを整備するということは、これは大変重要なことであろうと思っております。

今回の法案でも情報の提供の関係というのは入っているわけなんです、これは御承知のとおり、行政手続法ができるときに、あれは事前手続ですけれども、そこでやはり情報提供ということが重視されまして、規定は入っていた。その流れで、今回も、そこが一応、一応といいますか、重視はされていると思います。

ということ、これは実際の運用の問題になると思います。どんな窓口をというのは法律でそれほど書ける話ではありませんので、各お役所どこまでできるかということは、これは運用の実態をこれからしっかりと見ていく必要があるだろうと思います。

先ほどの、過去の事例のデータベースをそういうところで使えないか、そういう発想は当然出てくると思いますが、そこは、先ほども申しましたけれども、恐らく総務省でどこまでできるのかということ、頑張ってくださいたいなと思う次第です。

それぞれのところで、それぞれの行政分野でも、もちろん事例集をまとめるということはやっていただきたいし、今も分野によつてはあると思いますけれども、そこはやっていくべきだろう。裁判所も裁判例をホームページで出しているような御時世ですから、行政の側も当然そういうことは考えていくべきだろうと思っております。

○佐藤(正)委員 例えば、不服審査に出すときに、その当事者が適格か適格でないかというような問題もあるわけですね。なかなかこれは難しいんだらうと思えます。

過去の事例をこうやって見ますと、例えば主婦連がジュース不当表示事件とかいうのを出したときに、いや、あなたは不適格ですよ。しかし、ジュースを飲むのは消費者であつて、飲む人たちが、例えば果汁が入っていないのに入つたように見られるとか、これはおかしいでしょうというのは、まさに当然だと思います。

しかし、これは裁判で結果が出て、不適格なんですよとなりましたけれども、公正取引委員会

その二年後に、主婦連が言ったことを表示するものをつくった。これを見ると、常識的に考えたらそうだなというのが当然だと思います。

ということは、自分が適格なのかどうかということすらわからない方がたくさんいるんですね。こういうところも当然窓口のところでは精査するんでしようが、基本的にそこで本当にできるんだらうかなという、ちょっと心配な点がある。

そういった問題で、総務大臣にもちょっとお尋ねをしたんですけれども、窓口で精査する上においてはそこを強化すべきですよ、法律を実効あるものにするためにということも指摘をさせていただいたんです。

さらには、例えばほかの事例で、宝塚市で、パチンコ店が建設をするよ、建築基準法と風営法ではいいんだけど、住んでいる方からいろいろ苦情が出るので、これはとめましようというような条例を市がつくつたけれども、結果的に、パチンコ屋はできちゃった。だから、市は、罰則規定がないので、これはけしからぬと訴訟を起したら、最終的には最高裁では、それは法律上の争訟ではありません、こういう結果が出た。市ですらこんなですよ、現実。

ですから、そういった窓口の部分では、徹底した改良点を見出さなきゃいけないと思っております。

なぜこれと言うかというと、小早川先生がこれに随分かわつてこられたものですから、法律をつくるのであれば、当然、そういう問題点を網羅できるようにもしたいと、法律の中に書けなくても、対応できるように、今後、小早川先生はまたいろいろ審議会に出られるんでしようから、御指導をぜひしていただかないと、何のための法律であるのかということが一番問題だと思います。

それからもう一つは、先ほど来から、三カ月と六カ月、これもこの委員会が総務大臣にお尋ねした。そうすると、全国知事会等々にお聞きすると、いや、三カ月だと。それは、受ける側はそう

なんだ、出す側は実は長い方がいい、だから六カ月がいいというふうには私は申し上げたんです。

これは先ほどからいろいろ議論がありましたけれども、もう一度、お三方に一言ずつ、その件について御見解をお尋ねしたいと思います。

○小早川参考人 前半の不服申し立てができる人の範囲、これは訴訟においても大問題で、行政事件訴訟法改正案のときにもさんざんそれで議論はあったんですけれども、ちょっと条文をつけ加えるということで、相変わらず、あとは解釈、運用に任ざれているということです。

御指摘のように、申し立ては却下するけれども、言っていることはもつともなので行政に反映することですが、手続として、どの範囲の国民に申し立て権を認めるかという法律論になりますと、やはりどこかで線を引かなければならないということです。

これは、裁判官ですらいろいろ悩んでいるわけで、不服審査を担当する行政職員に、それを自分の頭で判断しろというのは現状ではなかなか難しいことかと思いますが、しかし、だんだんそういうふうになっていただきたい。行政の現場から、こういうものは適格性を認めていいんじゃないかという判決が出てくる、それで全体が変わってくるというのが一番望ましい形ではあると思います。

それで、後半の三カ月か六カ月かという点は、私自身は、どっちでなければいかぬということではないと思います。訴訟の方が六カ月になったので、少なくともその六カ月はペンディングになるわけですから、行政上の不服申し立ても認めてもいいのではないかとというふうには実は考えておりましたが、やはり行政の実務の側からすると、その間ペンディングでいるというのはなかなか事務処理上も難しい、負担が大きいということもあり、それから処分の種類によつては第三者がかかわってくることもありますので、行政の都合だけではなくて、第三者、国民、市民、住民の立場と

いうのもあるかということで、そういうことで三カ月になったということですね。私も、そこは六カ月でもいいんじゃないかという気はやはりしておりましたけれども。

○青木参考人 これは、期間の問題は、三カ月か六カ月かという問題よりも、出訴期間と合わせるか合わないかという判断がまず一つあると思います。

民主党政権のときは、不服申し立て前置の見直しというのを全面的にやっていたものから、不服申し立てをするのか裁判をするのかというのは最後まで迷わなきゃいけないということでも六カ月というものでしたが、今回の政府の案としては、出訴期間と必ずしも合わせなくても、さまざま、法的に早期に安定しなきゃいけないとか、あとは手間、裁判にかかる準備と不服申し立てにかかる準備で少し違うんじゃないかという理由から、短くして三カ月になったというふうに理解しております。

○松倉参考人 期間につきましては、三カ月よりは長い方の六カ月がいいというのは、利用する側からいえばそのとおりだと思います。

それから、私が、自治体ですけれども、国民健康保険審査会なんかをやっていて、実際に主宰する側から見ても、三カ月から六カ月に延びて何かなったという記憶です。

ただ、言われているとおり、三面関係の処分なんかがあつて、行政の方から許可を得た方が、半年たつてからそこでとめられるというのはかなわぬというふうなことが言われていますけれども、私は、そういうケースはむしろ早目に、救済されたい方は仮処分何かをとめるんじゃないかというふうな気がしますので、余りその差はないと思っております。

○佐藤(正)委員 もう二点ぐらいあつて、時間がなくなってきたんですけれども、例えば、申立人と参加人がついて、税理士さんだったら税理士と

んがついていけばいいんですけれども、全くわからない、しかし、書類を書いてもらったり、ちゃんと詳しい人がいる。そういう人たちが行ったときに、例えば口頭意見陳述をやるときに、私よりもわかつている方が参加人になってくれるんだけれども、その人たちからの意見が言えないということなんですね。そこはちょっと検討すべきだろうと思っております。

これを質問したら、終わりますので。
次に、先ほど民主党の方から出ました、委員会でも随分質問したんですけれども、例えば、実際に上がってくる件数というのは、総務省が今度やる分で二百ぐらいなんです。しかも、その中から、本当に第三者委員会まで行くのかといったら、恐らく、もつと減ると思いますよ。その手前で減るんだらうと思います。そうすると、しかし、二百とはいえ、中身的に言うとか、かなりいろいろな分野が入っている。それが第三者委員会では本当に公正に見られるのかということなんです。

第三者委員会というのは、要するに外部の方ですとよと書かれていますが、審理員の専門委員が審査をしてきた案件が、その第三者委員会に行つて、今回、三名の下に二人ずつついて、九名の仕組みになるんですね。本当にこんな要るのかな。逆に言えば、その都度でも対応できるのではないかな。常駐して、常設で置く必要性が本当にあるのかな。これは少し疑問が残るところなんです。その辺は小早川先生にお尋ねをしたいと思えます。

実は、松倉先生にも、審理官制度についてもう少しお尋ねをしたかったところではありますが、もう持ち時間がなくなりましたので、小早川先生に、今私が申し上げた第三者委員会、確かに第三者ではあるけれども、本当に審理ができるのか。総務大臣、お役人さんにもお尋ねしたんですが、第三者委員会は基本的には手続論を見るぐらいしかできませんということを答弁でいただいていますよ。その辺について、小早川先生のお考えをお

尋ねたいと思います。

○小早川参考人 審査会の役割につきましては、確かに、あらゆる行政分野に精通しているわけではありません。そこは、審理員の審理を踏まえて、それを次の段階でいわばレビューするという考えになるわけですね。そこを、手続問題だけを見るところは、ちょっと言い方としては狭いかなと思います。

審理員による審理の記録を見れば、これは、最高裁が下級審の事件記録を見て、この審理の仕方はおかしいねというふうに考えて破棄差し戻すというのと似ているわけでして、手続ももちろんそうだけれども、そのほかに、審理の仕方が妙に偏っていないか、重要な証拠を軽んじていないかというようなことは、これは当該分野の専門家でなくても、ある程度の法律実務の経験のようなものがある人、例えばそういう人であれば、あるいはそうでなくても、十分、社会常識、社会経験のある方であればわかる部分が多いわけですので、審査会の役割というのは一つはそういうことであらうと思います。

あと、常設の必要があるかということですが、これも私の狭い情報公開審査会の経験を踏まえて申しますと、やはり、常設かどうかで、各お役所に對してはらみがきくかというのは大分違ってくるのではないかと気がしております。

以上でございます。

○佐藤(正)委員 時間が来ました。
恐らく、その辺は、小早川先生と私の論点は違うんだらうと思います。常設したからにらみがきくのではなくて、逆に常設することによつてポジションができるというふうには私は思っていますので、そのところだけは指摘して、質問を終わります。

○高木委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。
皆様には、大変貴重な御意見を賜り、本当にありがとうございます。
最初に、小早川参考人にお尋ねいたします。

簡単なミステークで、直るものについては再考、再調査というふうに私は理解しております。

○塩川委員　法曹関係者の方の、水俣の患者の皆さんなどについても、やはり多く県への異議申し立てを行っておられる。そういう点でも、県の処分に對して異議ありということが本来の異議申し立ての趣旨としてもあつたわけで、当然、その先の審査請求を充実するということは、これはこれで重要なことではありますけれども、私は、單純に一元化という名のもとに、こういう形で異議申し立てのあり方の変更というのが、個別法の具體の差異を考えても、妥当なものかどうかというこ

次に、青木参考人にお尋ねいたします。冒頭のお話の中でも、今言った再調査の請求のことがございました。なるほどと思ったんですけれども、税務調査のやり直しを再調査ということになっていると。

ということになれば、国税通則法で罰則付きの質問検査権があるとしたら、それが行使をされる。そうすると、いわば税務調査の流れの中の再調査と国民の権利救済としての異議ありという再調査の請求が用語として重なるということについて

て言うと、これは納税者してみると、不服申し立て、再調査の請求をちゅうちよすることになるんじゃないのかなという強い危惧を覚えるんですけども、この点についてのお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○青木参考人 私にも全く同感でございます、もう既に現在、再調査という、二十年法案のときは

なかった、その後に、自後に国税通則法の改正がありました、それによって、再調査というのは税務調査、もう一度税務調査ですよという事前手続の用語として使われていますので、それが今度、事後救済手続で再調査の請求という言葉が入ると、もし本当にそれを入れるとしたら、今度、事前手続の方の再調査という言葉を別の言葉にかえなきゃいけなくなるかもしれませんし、同じ言葉

であるとしたら、相当説明が難しいんじゃないかな。慎重に周知徹底していただきたいというふう
に考えております。

○塩川委員 ありがとうございます。

小早川参考人に、不服申し立て前置の見直しに
ついてお尋ねいたします。

国民の権利としての裁判を受ける権利を保障す
るという点で、不服申し立ての前置、重要な課題
だと考えております。

そういう点で、もともと、行政事件訴訟法、行
訴法が一九六二年にできて、そのときにもかなり
前置の整理をしたんだと思うんですよね。何か整
理法が出たということも聞いているものですか
ら。そのときに整理をして、その時点で前置を認
めたものが五十本ぐらいあったということで承知
しているんですが、結局、その後ふえてきたわけ
ですよ。百本近くになって、今回の見直しにも
なったわけですね。

これは、行政事件訴訟法の八条で、やはり裁判
を受けるのは妨げられないということで、前置と
いうのは原則なしだよ。ただし書きがついてい
るということで、個別法で対応しているわけであ
るけれども、何でもこの間ふえてきてしまったのか。
行訴法で前置はだめだよと言っておきながら、実
態は、五十が今百ぐらいにふえているという、そ
の背景といいますか理由といいますか、その辺に
ついて、お考えのところをお聞かせいただけない
でしょうか。

○小早川参考人 行政関係の法律は数がたくさん
ございまして、その中で前置規定を持っているも
のが、今御指摘のように、結構ある。私もその数
は正確に存じませんが、その一つ一つにつ
いて、何でもこうなったのかという、そのフォ
ローは私には到底できません。

全体の仕組みとて言えば、昭和三十七年の立
法の際に、おっしゃるとおり、行訴法八条の原則
に対して例外は認める、だけれども、それは原則
は原則なので、例外を認める要件、場合というの
がたしか三つあるはずだという整理がそのときに

されております。ただ、その三つの基準というの
が、今から見ればやはりちょっと緩かったのかな
と。

特に、先ほど申しました、繰り返しになります
けれども、選択を認めたって、いい方、便利な方
を使えばそれでいいんだから、片方を通行どめに
するのは、これは余計なお世話だという部分がや
はりどうしてもあったわけですね。だから、そこ
が今回整理されたんだと思います。

今回は、その当時の三つの基準にかえて、たし
か三つだったと思いますが、前置を認める基準と
いうのをもう一度立て直して、それでしっかりコ
ントロールしていこうということだと思います。
お答えになっていくかどうか分かりませんが、
一般的には、各お役所は、何となく裁判所という
のは煙たいもので、そこへ行く前に何とか、聞く
べきものは聞いて、とにかく自分のところで処理
してしまいたいというような気分があったという
ことも、それはあるだろうと思っております。

○塩川委員 質疑の中でも小早川参考人はお答え
になつておられました。今後前置がふえていく
ことのないように、今後の立法で注意していただ
きたいというお話をされました。

これをどう担保させるかというのがあると思う
んですよ。つまり、これからつくる法律で前置
をつけるようなことがないようにするためにどう
するのかという点は、過去、一度、前置はなしよ
と言ったのが結局ふえ続けたわけですから、今回
改めて整理をして、同じ五十ぐらいに絞った、中
身は違いますが、今後ふえないようにする
ためにどうするのか。その辺で何かお知恵があれ
ばお聞かせいただいて、お願いしたいと思いま
す。

○小早川参考人 私は、法律学専攻でして、行政
上の立法過程の実務については詳しくございま
せん。

ただ、一般論として言えば、閣法であれば内閣
法制局の審査があるわけですし、その前に、前置
規定を入れるのであれば、その所管省と総

務省との間での協議は行われるはずですよ。です
から、その辺で基準が明確で合理的なものがあれ
ば、それをしっかりと実行させていくということ
は、それはしないかなという気はいたします。

○塩川委員 時間が参りましたので、終わります。
ありがとうございます。

○高木委員長 これにて参考人に対する質疑は終
了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。
参考人各位におかれましては、貴重な御意見を
お述べいただきまして、まことにありがとうございます
です。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。
大変にありがとうございます。(拍手)

○高木委員長 次に、本日付託になりました原口
一博君外四名提出、行政不服審査法案を議題と
いたします。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。奥野
総一郎君。

行政不服審査法案
〔本号末尾に掲載〕

○奥野(総)議員 ただいま議題となりました行政
不服審査法案につきまして、提出者を代表して、
その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げま
す。

この法律案は、行政庁の処分または不作為に対
する不服申し立ての制度について、国民の権利救
済を図る観点から、その抜本的な見直しを行うも
のです。

以下、政府案との違いを中心に、その概要を申
し上げます。

第一に、権利救済の公正さを担保するため、審
査請求の審査を行う者について、各省庁の職員で
はなく、外部登用を基本とする、独立性、専門性
の高い審理官を内閣府に置く制度を創設するもの

としています。

第二に、法定受託事務に係る処分及びその不
作為について、請求者が請求先の市町村または都
道府県の体制等を踏まえつつ、都道府県または国
に対して審査請求することが選択できることを明確
化すること等により、権利救済の機会を担保して
います。

第三に、審査請求を却下する場合において、当
該審査請求に係る処分に係る事務の処理につ
いて、その是正または改善のための措置を講ずるこ
とが必要であると思料するときは、審査庁は、関
係機関等にその旨の意見を述べることができると
してあります。

第四に、権利救済の実質的拡大を図る観点か
ら、審査請求期間について、行政事件訴訟法上の
出訴期間と同様の六カ月に延長することとして
います。

第五に、審理手続の一層の透明化のため、国税
不服審判所等における審理中に作成された審理関
係人または参考人の陳述の内容が記載された文書
を当事者の閲覧、謄写に供するための規定等につ
いて検討を行うべき旨の規定を設けることとして
います。

第六に、関係法律の整備等については、別に法
律で定めることとしてあります。

以上が、本法案の概要であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いた
だきますようお願いを申し上げます。

○高木委員長 これにて趣旨の説明は終わしま
した。

○高木委員長 この際、連合審査会開会申入れに
関する件についてお諮りいたします。

内閣委員会において審査中の内閣提出、独立行
政法人通則法の一部を改正する法律案、独立行政
法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関
係法律の整備に関する法律案及び第百八十三回国
会、松本剛明君外三名提出、独立行政法人通則法

の一部を改正する法律案の各案について、内閣委員会に対し連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、内閣委員長と協議の上決定いたします。
次回は、来る十五日木曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

行政不服審査法案(原口一博君外四名提出)

行政不服審査法

行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 審査請求

第一節 審査庁及び審理関係人(第九条―第十七条)

第二節 審査請求の手續(第十八条―第二十七條)

第三節 審理手續(第二十八条―第四十二条)

第四節 裁決(第四十三条―第五十二条)

第五章 再調査の請求(第五十三条―第六十条)

第六章 補則(第六十一条―第七十条)

第一章 総則

(目的等)

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手續の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができ、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保す

ることを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(以下単に「処分」という。)に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(処分についての審査請求)

第二条 行政庁の処分不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができ、

(不作為についての審査請求)

第三条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為(法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。)がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができ、

(審査請求をすべき行政庁)

第四条 審査請求は、法律(条例)に基づく処分については、条例に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

一 処分庁等(処分をした行政庁(以下「処分庁」という。))又は不作為に係る行政庁(以下「不作為庁」という。)をいう。以下同じ。)に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは官内庁長官若しくは内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する庁の長である場合、当該処分庁等

二 官内庁長官又は内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合、官内庁長官又は当該庁の長

三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である

場合(前二号に掲げる場合を除く。))当該主任の大臣

四 前三号に掲げる場合以外の場合、当該処分庁等の最上級行政庁

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九条第九項に規定する法定受託事務(次項において単に「法定受託事務」という。)に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、前項に規定する行政庁に代えて、当該各号に定める行政庁に対してすることもできる。

一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣

二 市町村長その他の市町村の執行機関(教育委員会及び選挙管理委員会を除く。)の処分、都道府県知事

三 市町村教育委員会の処分、都道府県教育委員会

四 市町村選挙管理委員会の処分、都道府県選挙管理委員会

3 法定受託事務に係る処分につき、その処分をする権限を有する執行機関がその権限を他に委任した場合において、委任を受けた行政庁がその委任に基づいてした処分についての審査請求については、当該委任をした執行機関が自ら当該処分をしたものとみなして、前項の規定を適用する。

(再調査の請求)

第五条 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができ、その場合において、法律に再調査の請求をすることができ、旨の定めがあるときは、当該処分不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができ、ただし、当該処分について第二条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た

後でなければ、審査請求をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該処分につき再調査の請求をした日(第六十条において読み替えて準用する第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日の翌日から起算して三月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしないう場合

二 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

(再審査請求)

第六条 行政庁の処分につき法律に再審査請求をすることができ、その旨の定めがある場合には、当該処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができ、

2 再審査請求は、原裁決(再審査請求をすることができ、その旨の定めがある場合)をいう。以下同じ。))又は当該処分(以下「原裁決等」という。)を対象として、前項の法律に定める行政庁に対してするものとする。

(適用除外)

第七条 次に掲げる処分及びその不作為については、第二条及び第三条の規定は、適用しない。

一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によつてされる処分

二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分

三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

四 検査官會議で決すべきものとされている処分

五 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの

六 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、

檢察事務官又は司法警察職員がする処分

七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び金融商品取引の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて証券取引等監視委員会、その職員当該法令においてその職員とみなされる者を含む。、財務局長又は財務支局長がする処分

八 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分

九 刑務所、少年刑務所、拘留所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされる処分

外国人の出入国又は帰化に関する処分

十 外国人の出入国又は帰化に関する処分

専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

この法律に基づく処分

十二 国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分で、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。

（特別の不服申立ての制度）

第八条 前条の規定は、同条の規定により審査請求をすることができない処分又は不作為につき、別に法令で当該処分又は不作為の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。

第二章 審査請求

第一節 審査庁及び審理関係人

（審理官等）

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合には、審査庁は、速やかに、第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しを内閣総理大臣に送付しなければならない。この場合において、その送付を受けた内閣総理大臣は、第十七条第一項に規定する名簿に記載されている者のうちから第三節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。次項及び第十七条第一項において同じ。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査庁並びに審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。次項において同じ。）に通知しなければならない。

2 前項に規定する場合を除き、審査庁は、審査庁に所属する職員（第十七条第二項に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第三節に規定する審理手続を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣又は審査庁が前二項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であった者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 第十三条第一項に規定する利害関係人

4 次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により審査請求を却下する場合には、前三項の規定は、適用しない。

一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会

二 内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関

三 地方自治法第三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関

5 審査庁が前項各号に掲げる機関である場合又は同項の特別の定めがある場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第十七条、第四十条、第四十二条及び第四十九条第二項の規定は、適用しない。

6 前項に規定する場合において、審査庁は、必要があると認めるときは、その職員第三項各号（第四項各号に掲げる機関の構成員にあっては、第一号を除く。）に掲げる者以外の者に限る。）に、前項において読み替えて適用する第三十一条第一項の規定による審査請求人若しくは第十三条第四項に規定する参加人の意見の陳述を聴かせ、前項において読み替えて適用する第三十四条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第三十六条の規定による第二十八條に規定する審理関係人に対する質問をさせ、又は同項において読み替えて適用する第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

第十條 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

（総代）

第十一條 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、三人を超えない総代を互選することができる。

2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、審理官等（第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理官」という。）又は同条第二項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）をいう。以下同じ。）は、総代の互選を命ずることができる。

3 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができ。

4 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができ。

5 共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同審査請求人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

（代理人による審査請求）

第十二條 審査請求は、代理人によつてすることができる。

2 前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができ。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができ。

（参加人）

第十三條 利害関係人（審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以

下同じ。は、審理官等の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

2 審理官等は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

3 審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者(以下「参加人」という。)のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができ、ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置)

第十四条 行政庁が審査請求がされた後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなったときは、当該行政庁は、第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有することとなつた行政庁に引き継がなければならぬ。この場合において、その引継ぎを受けた行政庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

(審理手続の承継)

第十五条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人について合併又は分割(審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。)があつたときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。

3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面での旨を審査庁に届け出なければならぬ。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人に宛ててされた通知が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知は、これらの者に対する通知としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

(標準審理期間)

第十六条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁(以下「審査庁」となるべき行政庁という。)は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁(当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であつて当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。)の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(審理官等となるべき者の名簿)

第十七条 内閣総理大臣は、第三節に規定する審理手続を行うについて必要な法律及び行政に関する知識経験を有し、公正かつ中立な判断をすることができるとする者のうちから審理官となるべき者を選定してその名簿を作成し、内閣府並びに審査庁となるべき行政庁(第九条第一項が適用されることとなる行政庁に限る。)及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

2 審査庁となるべき行政庁(第九条第一項が適用されることとなる行政庁を除く。)は、前項の規定の趣旨を踏まえ、審理官となるべき者を選定してその名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第二節 審査請求の手続

(審査請求期間)

第十八条 処分についての審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六月(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があつたことを知った日の翌日から起算して二月)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 処分についての審査請求は、処分(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定)があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前二項に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

第十九条 審査請求は、他の法律(条例に基づく処分については、条例に口頭ですることができ

きる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 審査請求に係る処分の内容

三 審査請求に係る処分(当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定があつたことを知った年月日

四 審査請求の趣旨及び理由

五 処分庁の告示の有無及びその内容

六 審査請求の年月日

3 不作為についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日

三 審査請求の年月日

4 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合には、審査請求書には、第二項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

5 処分についての審査請求書には、第二項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 第五条第二項第一号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 再調査の請求をした年月日

二 第五条第二項第二号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合 その決定を経ないことについての正当な理由

三 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由

(口頭による審査請求)

第二十条 口頭で審査請求をする場合には、前条第二項から第五項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、陳述を受けた行政庁は、その陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させなければならない。

(処分庁等を経由する審査請求)

第二十一条 審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、処分庁等に審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述するものとする。

2 前項の場合には、処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書(前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第二十九條第一項及び第五十四條において同じ。)を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。

3 第一項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、処分についての審査請求があったものとみなす。

(誤った教示をした場合の救済)

第二十二條 審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により処分庁に審査請求書が送付されたときは、処分庁は、速やかに、これを審

査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3 第一項の処分につき、再調査の請求をすることができない処分につき、処分庁が誤って再調査の請求をすることができる旨を教示した場合においては、当該処分庁に再調査の請求がされたときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書(第六十條において読み替えて準用する第十九條に規定する再調査の請求書をいう。以下この条において同じ。)又は再調査の請求録取書(第六十條において準用する第二十條後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下この条において同じ。)を審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。

4 再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすることができ

る旨を教示しなかった場合であつて、再調査の請求から申立てがあつたときは、処分庁は、速やかに、再調査の請求書又は再調査の請求録取書及び関係書類その他の物件を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。この場合において、その送付を受けた行政庁は、速やかに、その旨を再調査の請求人及び第六十條において読み替えて準用する第十三條第一項又は第二項の規定により当該再調査の請求に参加する者に通知しなければならない。

5 前各項の規定により審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなす。

(審査請求書の補正)

第二十三條 審査請求書が第十九條の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

(審理手続を経ないでする却下裁決)

第二十四條 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第四十四條第一項又は第四十八條第一項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

2 審査請求が不適法であつて補正することができないことが明らかとなるときも、前項と同様とする。

(執行停止)

第二十五條 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置(以下「執行停止」という。)をとることができる。

3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

6 第二項から第四項までの場合において、処分

の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によつて目的を達することができるときは、することができない。

7 執行停止の申立てがあつたときは又は審理官等から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

(執行停止の取消し)

第二十六條 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなつたときその他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

(審査請求の取下げ)

第二十七條 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

第三節 審理手続

(審理手続の計画的進行)

第二十八條 審査請求人、参加人及び処分庁等(以下「審理関係人」という。)並びに審理官等は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

(弁明書の提出)

第二十九條 審理官等は、第九條第一項又は第二項の規定により指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

2 審理官等は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 処分についての審査請求に対する弁明書
処分の内容及び理由

第一類第二号 総務委員会議録第二十号 平成二十六年五月十三日	二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由 4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合に、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。 一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二十四条第一項の調査及び同条第三項の報告書 二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書 5 審理官等は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。 (反論書等の提出) 第三十条 審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面(以下「反論書」という。)を提出することができる。この場合において、審理官等が、反論書を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面(第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下「意見書」という。)を提出することができる。この場合において、審理官等が、意見書を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 3 審理官等は、審査請求人から反論書の提出があったときは、審査請求人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。 (口頭意見陳述) 第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理官等は、当該申立てをした者(以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えない。	ればならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。 2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、審理官等が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。 3 口頭意見陳述において、申立人は、審理官等の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 4 口頭意見陳述において、審理官等は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理官等の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができ。 (証拠書類等の提出) 第三十二条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。 2 処分庁等は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。 3 前二項の場合において、審理官等が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 (物件の提出要求) 第三十三条 審理官等は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理官等は、その提出された物件を留め置くことができる。 (参考人の陳述及び鑑定要求) 第三十四条 審理官等は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述	を求め、又は鑑定を求めることができる。 (検証) 第三十五条 審理官等は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。 2 審理官等は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えない。 (審理関係人への質問) 第三十六条 審理官等は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。 (審理手続の計画的遂行) 第三十七条 審理官等は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第三十一条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。 2 審理官等は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審理官等及び審理関係人が音声の送受信により通話を行うことができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。 3 審理官等は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第三十一条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第四十一条第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。 (審査請求人等による提出書類等の閲覧等)
一九			第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理官等に対し、提出書類等(第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあつては、記録された事項を審査庁(審理官等が審理官である場合には、内閣総理大臣)が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理官等は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。 2 審理官等は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理官等が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 3 審理官等は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手料を納めなければならない。 5 審理官等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手料を減額し、又は免除することができる。 6 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。)に所属する行政庁が審査庁である場合における

前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

(審理手続の併合又は分離)

第三十九条 審理官等は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

(審理官等による執行停止の意見書の提出)

第四十条 審理官等は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

(審理手続の終結)

第四十一条 審理官等は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審理官等は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ 第二十九条第二項 弁明書

ロ 第三十条第一項後段 反論書

ハ 第三十条第二項後段 意見書

ニ 第三十二条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第三十三条前段 書類その他の物件

二 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 審理官等が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人にに対し、審理手続を終結した旨並びに次条第一項に規定

する審理官等意見書及び事件記録(審査請求書、弁明書その他の審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項において同じ。)を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

(審理官等意見書)

第四十二条 審理官等は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁判に関する意見書(以下「審理官等意見書」という。)を作成しなければならない。

2 審理官等は、審理官等意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

第四節 裁判

(裁判の時期)

第四十三条 審査庁は、審理官等意見書の提出を受けたときは、遅滞なく、裁判をしなければならない。

(処分についての審査請求の却下又は棄却)

第四十四条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 前項の場合において、当該審査請求に係る処分に係る事務の処理について、その是正又は改善のための措置を講ずることが必要であると思料するときは、審査庁は、処分庁その他の関係行政機関に対し、当該措置に関し、必要な指示をし、又は意見を述べることができる。

3 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

4 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃するこ

とが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の正文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(処分についての審査請求の認容)

第四十五条 処分(事実上の行為を除く。以下この条及び第四十七条において同じ。)についての審査請求が理由がある場合(前条第四項の規定の適用がある場合を除く。)には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該処分をするこ

と。

3 前項に規定する一定の処分に関し、その処分をしようとするときに他の法律又は政令(条例に基づき処分については、条例に第九条第四項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの(以下「審議会等」という。))の議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

4 前項に規定する定めがある場合のほか、第二項に規定する一定の処分に関し、他の法令に係る行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同

項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

第四十六条 事実上の行為についての審査請求が理由がある場合(第四十四条第四項の規定の適用がある場合を除く。)には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。

ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。

一 処分庁以外の審査庁 当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。

(不利益変更の禁止)

第四十七条 第四十五条第一項本文又は前条の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。

(不作為についての審査請求の裁決)

第四十八条 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 前項の場合において、当該不作為に係る処分に係る事務の処理について、その是正又は改善のための措置を講ずることが必要であると思料するときは、審査庁は、不作為庁その他の関係行政機関に対し、当該措置に関し、必要な指示をし、又は意見を述べることができる。

3 不作為についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

4 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。 一 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。 二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。 5 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、その処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に審議会等の議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。 6 前項に規定する定めがある場合のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に関し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が第四項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。 （裁決の方式） 第四十九条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。 一 主文 二 事案の概要 三 審理関係人の主張の要旨 四 理由 第一号の主文が審理官等意見書又は審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。 2 前項の裁決書には、審理官等意見書を添付しなければならない。 3 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をする	ことができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十一条に規定する期間をいう。）を記載して、これらを教示しなければならない。 （裁決の効力発生） 第五十条 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分相手方以外の者のしたものである場合における第四十五条第一項及び第四十六条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された時に、その効力を生ずる。 2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによつてする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によつてすることができる。 3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。 この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。 4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に送付しなければならない。 （裁決の拘束力） 第五十一条 裁決は、関係行政庁を拘束する。 2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。 3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。 4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係	係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。 （証拠書類等の返還） 第五十二条 審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。 第三章 再調査の請求 （再調査の請求期間） 第五十三条 再調査の請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。 2 再調査の請求は、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。 （誤つた教示をした場合の救済） 第五十四条 再調査の請求をすることができる処分につき、処分庁が誤つて再調査の請求をすることができ旨を教示しなかつた場合において、審査請求がされた場合であつて、審査請求人から申立てがあつたときは、審査庁は、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付しなければならない。ただし、審査請求人に対し弁明書が送付された後においては、この限りでない。 2 前項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書の送付を受けた処分庁は、速やかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。 3 第一項本文の規定により審査請求書又は審査請求録取書が処分庁に送付されたときは、初めから処分庁に再調査の請求がされたものとみなす。	（再調査の請求についての決定を経ずに審査請求がされた場合） 第五十五条 第五条第二項ただし書の規定により審査請求がされたときは、同項の再調査の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、処分庁において当該審査請求がされた日以前に再調査の請求に係る処分（事実上の行為を除く。）を取り消す旨の第五十九条第一項の決定書の謄本を発している場合又は再調査の請求に係る事実上の行為を撤廃している場合は、当該審査請求（処分（事実上の行為を除く。）の一部を取り消す旨の第五十八条第一項の決定がされている場合又は事実上の行為の一部が撤廃されている場合にあつては、その部分に限る。）が取り下げられたものとみなす。 （三月後の教示） 第五十六条 処分庁は、再調査の請求がされた日（第六十条において読み替えて準用する第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）の翌日から起算して三月を経過しても当該再調査の請求に係属しているときは、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができ旨を書面でその再調査の請求人に教示しなければならない。 （再調査の請求の却下又は棄却の決定） 第五十七条 再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を却下する。 2 再調査の請求が理由がない場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。 （再調査の請求の認容の決定） 第五十八条 処分（事実上の行為を除く。）についての再調査の請求が理由がある場合には、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。 2 事実上の行為についての再調査の請求が理由
--	---	---	---

がある場合には、処分庁は、決定で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更する。

3 処分庁は、前二項の場合において、再調査の請求人の不利益に当該処分又は当該事実上の行為を変更することはできない。

(決定の方式)

第五十九条 前二条の決定は、主文及び理由を記載し、処分庁が記名押印した決定書によりしななければならない。

2 処分庁は、前項の決定書(再調査の請求に係る処分の全部を取り消し、又は撤廃する決定に係るものを除く。)に、再調査の請求に係る処分につき審査請求をすることができ旨(却下の決定である場合にあつては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができ旨)並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

(審査請求に関する規定の準用)

第六十条 第九条第六項、第十条から第十六条まで、第十八条第三項、第十九条第三項並びに第五項第一号及び第二号を除く。、第二十条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第三項を除く。、第二十六条、第二十七条、第三十一条(第五項を除く。)、第三十二条第二項を除く。、第三十九条、第五十条及び第五十二条の規定は、再調査の請求について準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四章 再審査請求

(再審査請求期間)

第六十一条 再審査請求は、原裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して二月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 再審査請求は、原裁判があつた日の翌日から

起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(裁決書の送付)

第六十二条 第六十五条第一項において読み替えて準用する第十一条第二項に規定する審判官等又は第六十五条第一項において準用する第九条第四項各号に掲げる機関である再審査庁(他の法律の規定により再審査請求がされた行政庁(第六十五条第一項において読み替えて準用する第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。)をいう。以下同じ。)は、原裁判をした行政庁に対し、原裁判に係る裁決書の送付を求めるものとする。

(再審査請求の却下又は棄却の裁決)

第六十三条 再審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を却下する。

2 再審査請求が理由がない場合には、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。

3 再審査請求に係る原裁判(審査請求を却下し、又は棄却したものに限る。)が違法又は不当である場合において、当該審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもないときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却する。

4 前項に規定する場合のほか、再審査請求に係る原裁判等が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、再審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、原裁判等を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、再審査庁は、裁決で、当該再審査請求を棄却することができる。この場合には、再審査庁は、裁決の主文で、当該原裁判等が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(再審査請求の認容の裁決)

第六十四条 原裁判等(事実上の行為を除く。)についての再審査請求が理由がある場合(前条第三項に規定する場合及び同条第四項の規定の適用がある場合を除く。)には、再審査庁は、裁決で、当該原裁判等の全部又は一部を取り消す。

2 事実上の行為についての再審査請求が理由がある場合(前条第四項の規定の適用がある場合を除く。)には、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、処分庁に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃すべき旨を命ずる。

(審査請求に関する規定の準用)

第六十五条 第二章(第九条第五項、第十八条第一号及び第二号、第十九条第三項並びに第五項第一号及び第二号、第二十二号、第二十五条第二項、第二十九条(第一項を除く。)、第三十条第一項、第四十一条第二項第一号及び口、第四十四条から第四十八条まで並びに第四十九条第三項を除く。)の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 再審査庁が前項において準用する第九条第四項各号に掲げる機関である場合には、前項において準用する第十七条、第四十条、第四十二条及び第四十九条第二項の規定は、適用しない。

第五章 補則

(不服申立てをすべき行政庁等の教示)

第六十六条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条において「不服申立て」と総称する。)をすることができるときは、再調査の請求に係る処分が違法又は不当である旨を口頭でする場合、この限りでない。

2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服

申立てをすることができるときは、当該処分が違法又は不当である旨を口頭でする場合、この限りでない。

3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面としなければならない。

(教示をしなかつた場合の不服申立て)

第六十七条 行政庁が前条の規定による教示をしなかつた場合には、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。

2 第十九条(第五項第一号及び第二号を除く。)の規定は、前項の不服申立書について準用する。

3 第一項の規定により不服申立書の提出があつた場合において、当該処分が処分庁以外の行政庁に対し審査請求をすることができるときは、処分庁は、速やかに、当該不服申立書を当該行政庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができるときは、同様に扱う。

4 前項の規定により不服申立書が送付されたときは、初めから当該行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

5 第三項の場合を除くほか、第一項の規定により不服申立書が提出されたときは、初めから当該処分庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

(情報の提供)

第六十八条 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。)につき裁決、決定その他の処分(同条において「裁決等」という。)をする権限を有する行

政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに必要な情報の提供に努めなければならない。
(公表)

第六十九条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。
(政令への委任)

第七十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。
附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであつて、この法律の施行前にされた行政庁の処分又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第四条 政府は、審理手続の一層の透明化を図る観点から、国税不服審判所の手続その他の行政庁に対する不服申立てに係る審理手続における審理関係人又は参考人の陳述の内容が記載された文書の閲覧及び謄写に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(関係法律の整備)

第五条 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

別表第一(第九条関係)

第十一条第二項	審理官等(第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理官」という。又は同条第二項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)をいう。以下同じ。)	審査庁
第十三条第一項及び第二項	審理官等	審査庁
第二十五条第七項	執行停止の申立てがあつたとき又は審理官等から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあつたとき 審査庁
第二十八条	審理官等	審査庁
第二十九条第一項	審理官等は、第九条第一項又は第二項の規定により指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第二十九条第二項	審理官等は	審査庁は、審査庁が処分庁等

第二十九条第五項	提出を求める 審理官等は	以外である場合にあつては提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあつては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第三十条第一項及び第二項	提出があつたとき 審理官等	提出があつたとき又は弁明書を作成したとき
第三十条第三項	審理官等 参加人及び処分庁等	審査庁 参加人及び処分庁等(処分庁等が審査庁である場合にあつては、参加人)
第三十一条第二項	審査請求人及び処分庁等 審理官等	審査請求人及び処分庁等(処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人)
第三十一条第三項から第五項まで、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで	審理官等 審査庁(審理官等が審理官である場合には、内閣総理大臣)	審査庁 審査請求人及び参加人。以下この節及び第四十九条第一項第三号において同じ。)
第三十八条第一項	審理官等に 審査庁(審理官等が審理官である場合には、内閣総理大臣)	審査庁に 審査庁
第三十八条第二項、第三項及び第五項、第三十九条並	審理官等 審査庁等は	審査庁 審査庁は

別に第四十一条第一項及び第二項		第四十一条第三項	審理官等が	終結した旨並びに次条第一項に規定する審理官等意見書及び事件記録(審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項において同じ。)を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする	審査庁が	終結した旨を通知するものとする
第四十三条		審理官等意見書の提出を受けたとき	審理手続を終結したとき	理由(第一号の主文が審理官等意見書又は審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。)	理由	理由
第四十九条第一項第四号		前項に規定する場合において、審査庁	処分庁	(第三項各号(第四項各号に掲げる機関の構成員にあつては、第一号を除く。)に掲げる者以外の者に限る。)、前項において読み替えて適用する	に、第六十条において読み替えて準用する	又は第六十条において準用する第十三条第四項
第九条第六項		聴かせ、前項において読み替えて適用する第三十四条の規定による参考人の陳述を聴かせ、同項において読み替えて適用する第三十五条第一項の規定による検証をさせ、前項において読み替えて適用する第三十六条の規定による第二	聴かせる	聴かせる	聴かせる	聴かせる

第十八条第三項		次条に規定する審査請求書	第六十条において読み替えて準用する次条に規定する再調査の請求書	第五十三条に規定する期間	再調査の請求書
第十九条の見出し及び同条		審査請求書	再調査の請求書	再調査の請求書	再調査の請求書
第十三条第二項		審査庁等	審査庁等	審査庁等	審査庁等
第十三条第一項		処分又は不作為に係る処分	処分	処分	処分
第十四条		審査庁等	審査庁等	審査庁等	審査庁等
第十六条		第二十一条第二項に規定する審査請求録取書	第二十一条第二項に規定する審査請求録取書	第二十一条第二項に規定する審査請求録取書	第二十一条第二項に規定する審査請求録取書
第十八条第三項		次条に規定する審査請求書	第六十条において読み替えて準用する次条に規定する再調査の請求書	第五十三条に規定する期間	再調査の請求書
第十九条の見出し及び同条		審査請求書	再調査の請求書	再調査の請求書	再調査の請求書

第十九条第二項	処分についての審査請求書	再調査の請求書
第十九条第四項	処分(当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定)	処分
第十九条第五項	審査請求書 第二項各号又は前項各号 処分についての審査請求書 審査請求期間 前条第一項ただし書又は第二項ただし書 前条第二項から第五項まで	再調査の請求書 第二項各号 再調査の請求書 第五十三条に規定する期間 同条第一項ただし書又は第二項ただし書 第六十条において読み替えて準用する前条第二項、第四項及び第五項
第二十条	審査請求書	再調査の請求書
第二十三条(見出しを含む。)	次節に規定する審理手続を経ないで、第四十四条第一項又は第四十八条第一項 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁 前二項 第二項から第四項まで 執行停止の申立てがあつたとき又は審理官等から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	審理手続を経ないで、第五十七条第一項 処分庁 第二項 第二項及び第四項 執行停止の申立てがあつたとき
第二十四条第一項	審査請求書	再調査の請求書
第二十五条第二項	審査請求書	再調査の請求書
第二十五条第四項	審査請求書	再調査の請求書
第二十五条第六項	審査請求書	再調査の請求書
第二十五条第七項	審査請求書	再調査の請求書
第三十一条第一項	審査請求書 この条及び第四十一条第二項第二号 審理官等 全ての審理関係人 審理官等	処分庁 この条 処分庁 再調査の請求人及び参加人 処分庁
第三十一条第二項	審査請求書	再調査の請求書
第三十一条第三項及び第四項	審査請求書	再調査の請求書

第三十二条第三項	前二項	第一項
第三十九条	審理官等 審理官等	処分庁 処分庁
第五十条第一項	第四十五条第一項及び第四十六条 参加人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)	第五十八条第一項及び第二項 参加人
第五十条第四項	参加人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)	参加人
第五十二条	第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件	第六十条において準用する第三十二条第一項の規定により提出された証拠書類又は証拠物
第九条第一項	第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。) 第十九条に規定する審査請求書 第二十一条第二項に規定する審査請求録取書 この節 次項及び 処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。次項において同じ。)	第六十二条に規定する再審査庁(以下この章において「再審査庁」という。) 第六十五条第一項において読み替えて準用する第十九条に規定する再審査請求書 同項において読み替えて準用する第二十一条第二項に規定する再審査請求録取書 この節及び第六十二条 次項及び第六十五条第一項において読み替えて準用する 裁判庁等(原裁判をした行政庁(以下この章において「裁判庁」という。))又は処分庁をいう。以下この章において同じ。)
第九条第二項	処分庁等	裁判庁等
第九条第三項第一号	審査請求に係る処分若しくは	原裁判に係る審査請求に係る

別表第三(第六十五条関係)

第九條第四項	に關与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に關与し、若しくは關与することとなる者		又は原裁決に關与した者	
	若しくは條例に基づく処分について條例に特別の定めがある場合又は第二十四條		又は第六十五條第一項において読み替えて準用する第二十四條	
第九條第六項	前項に規定する場合において、審査庁		第四項各号に掲げる機関である再審査庁(以下「委員会等である再審査庁」という。)	
	前項において適用する		第六十五條第一項において準用する	
第十一條第二項	審理官等(第九條第一項の規定により指名された者(以下「審理官」という。又は同條第二項の規定により指名された者(以下「審理員」という。をいう。以下同じ。)		審理官等(第六十五條第一項において読み替えて準用する第九條第一項の規定により指名された者(以下「審理官」という。又は第六十五條第一項において読み替えて準用する第九條第二項の規定により指名された者(以下「審理員」という。をいう。以下同じ。又は委員会等である再審査庁	
	処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分		原裁決等の根拠となる法令に照らし当該原裁決等	
第十三條第二項	審理官等		審理官等又は委員会等である再審査庁	
	審理官等		審理官等又は委員会等である再審査庁	
第十四條	第十九條に規定する審査請求書		第六十五條第一項において読み替えて準用する第十九條に規定する再審査請求書	
第十五條第一項、第二項及び第六項	審査請求の		審査請求の	
	第四條又は他の法律若しくは條例		他の法律	
第十六條	關係処分庁(当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であつて当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。)		当該再審査請求の対象となるべき裁決又は処分の権限を有する行政庁	
	第九條第一項		第六十五條第一項において読み替えて準用する第九條第一項	
第十七條	關係処分庁		当該再審査請求の対象となるべき裁決又は処分の権限を有する行政庁	
	次条に規定する審査請求書		第六十五條第一項において読み替えて準用する次条に規定する再審査請求書	
第十八條第三項	前二項に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)		第四十九條第三項に規定する再審査請求期間(以下この章において「再審査請求期間」という。)	
	審査請求書		再審査請求書	
第十九條の見出し及び同條第一項	処分についての審査請求書		再審査請求書	
	処分の内容		原裁決等の内容	
第十九條第四項	審査請求に係る処分(当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定)		原裁決	
	処分庁		裁決庁	
第十九條第四項	審査請求書		再審査請求書	
	第二項各号又は前項各号		第二項各号	

第十九条第五項	処分についての審査請求書	再審査請求書
	審査請求期間	再審査請求期間
	前条第一項ただし書又は第二項ただし書	第六十一条第一項ただし書又は第二項ただし書
第二十条	前条第二項から第五項まで	第六十五条第一項において読み替えて準用する前条第二項、第四項及び第五項
	処分庁等	処分庁又は裁決庁
第二十一条の見出し	審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等	再審査請求は、処分庁又は裁決庁
第二十一条第一項	処分庁等に	処分庁若しくは裁決庁に
	審査請求書	再審査請求書
	第十九条第二項から第五項まで	第六十五条第一項において読み替えて準用する第十九条第二項、第四項及び第五項
第二十一条第二項	処分庁等	処分庁又は裁決庁
	審査請求書又は審査請求録取書（前条後段）	再審査請求書又は再審査請求録取書（第六十五条第一項において準用する前条後段）
	第二十九条第一項及び第五十四条	第六十五条第一項において読み替えて準用する第二十九条第一項
第二十一条第三項	審査請求期間	再審査請求期間
	処分庁に	処分庁若しくは裁決庁に
	審査請求書	再審査請求書
	処分についての審査請求	再審査請求
第二十三条（見出しを含む。）	審査請求書	再審査請求書
第二十四条第一項	審理手続を経ないで、第四十四条第一項又は第四十八条第一項	審理手続（第六十二条に規定する手続を含む。）を経ないで、第六十三条第一項
第二十五条第一項	処分	原裁決等

第二十五条第三項	処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁	再審査庁
	処分庁の意見	裁決庁等の意見
	執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない	原裁決等の効力、原裁決等の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる
第二十五条第四項	前二項	前項
	処分	原裁決等
第二十五条第六項	第二項から第四項まで	第三項及び第四項
	処分	原裁決等
第二十五条第七項	第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	第六十五条第一項において準用する第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき（再審査庁が委員会等である再審査庁である場合にあっては、執行停止の申立てがあつたとき）
第二十八条	処分庁等	裁決庁等
	審理官等	審理官等又は委員会等である再審査庁
第二十九条第一項	審理官等は、第九条第一項又は第二項	審理官等又は委員会等である再審査庁は、審理官等にあつては、第六十五条第一項において読み替えて準用する第九条第一項又は第二項
	審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならぬ。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない	委員会等である再審査庁にあっては、再審査請求がされたときは第六十五条第一項において読み替えて準用する第二十四条の規定により当該再審査請求を却下する場合を除き、速やかに、それぞれ、再審査請求書又は再審査請求録

第三十条の見出し	反論書等	取書の写しを裁決庁等に送付しなければならぬ
	意見書	
第三十条第二項	審理官等	審理官等又は委員会等である再審査庁
第三十条第三項	審理官等は、審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参入及び処分庁等に	審理官等又は委員会等である再審査庁は
第三十一条第一項から第四項まで	審理官等	これを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ
	審理官等	これを再審査請求人及び裁決庁等に
第三十一条第五項	審理官等	再審査庁
第三十二条第二項	処分庁等	再審査庁
	処分庁等は、当該処分	裁決庁等は、当該原裁決等
第三十二条第三項及び第三十三条から第三十七条まで	審理官等	審理官等又は委員会等である再審査庁
第三十八条第一項	審理官等に	審理官等又は委員会等である再審査庁に
第三十八條第二項、第三項及び第五項、第三十九條並びに第四十一條第一項	審理官等は	第二十九條第四項各号に掲げる書面又は第三十二條第一項若しくは第二項若しくは
	審理官等	審理官等又は委員会等である再審査庁は
第四十一條第二項	審理官等	審理官等又は委員会等である再審査庁
第四十一條第三項	イからホまで	審理官等又は委員会等である再審査庁
	審理官等が	ハからホまで
	再審査庁が	審理官等又は委員会等である再審査庁が

第四十三條	審理官等意見書の提出を受けたとき	審理官等意見書の提出を受けたとき(委員会等である再審査庁にあつては、審理手続を終結したとき)
第四十九條第一項第四号	第一号の主文が審理官等意見書又は審議会等の答申書と異なる内容である場合には	再審査庁が委員会等である再審査庁以外の行政庁である場合には、第一号の主文が審理官等意見書と異なる内容であるときは
第四十九條第二項	前項	再審査庁が委員会等である再審査庁以外の行政庁である場合には、前項
第五十條第一項	処分	原裁決等
第五十條第四項	第四十五條第一項及び第四十六條及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)	第六十四條並びに処分庁及び裁決庁(処分庁以外の裁決庁に限る。)
第五十一條第二項	申請を棄却した処分	申請若しくは審査請求を棄却した原裁決等
第五十一條第三項	申請に対する処分	裁決庁等
	処分が	申請に対する処分又は審査請求に対する裁決
		原裁決等が

第五十一条第四項			
処分庁	処分の	処分が	処分庁
裁決庁等	原裁決等の	原裁決等が	裁決庁等

理由

行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化、審理官等による審理手続の導入等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十六年六月四日印刷

平成二十六年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F